

平成23年第8回上里町議会定例会会議録第2号

平成23年12月6日(火曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	福島雅之君
町民環境課長	木村隆之君	健康保険課長	高杯一美君
まち整備課長	岩田貞祐君	産業振興課長	吉田雅幸君
下水道課長	豊田昇君	人権共生課長	河野光彦君
学校教育課長	山口正彦君	生涯学習課長	庄邦雄君
学校指導室長	福島慶治君	図書館長	坂本勝男君

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	主任	戸矢信男
------	------	----	------

開 議

午前9時0分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第6 一般質問について

議長（伊藤 裕君） 一般質問を続行いたします。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） おはようございます。議席番号10番の日本共産党、沓澤幸子です。通告順に従い一般質問を行います。

今回の質問は3点です。1、放射性物質から子どもたちを守ることに、2、町民の暮らしを守る対策について、3、同和対策事業についての3点です。

1、放射性物質から子どもたちを守ることに伺います。

東日本大震災から9カ月、復興の足取りは遅く、当たり前前の日常生活を取り戻せない被災地の方々の暮らしの上に、厳しい冬の季節が訪れています。福島原発の放射能汚染は、近隣の都県を含め重大な問題になってきています。

上里町では、小・中学校の空間放射線量の測定を週1回行ってきたことに加え、11月には、局所的に放射線量が高いと予想される箇所の空間放射線量の測定を学校、保育園、幼稚園、児童館、公園、町施設などについて行い、町のホームページに測定結果を公表しました。放射性物質は、目にも見えず、無臭であるために不安が募ります。また、長期的に注意が必要なことから、行政による適切な情報の提供が欠かせないものと思います。

3月11日の大震災後、6月、9月議会に続き、放射性物質から子どもたちを守ることに質問したいと思います。

学校以外の放射線測定の実施と結果公表について、放射線量測定器の貸し出しについて、土壌や食品等の検査の必要性についてあわせてお聞きします。

町は、町民の要望に応え、学校以外の場所についても放射線量の測定を始めてまいりました。公表されたものを見ますと大分高い箇所が見受けられます。今後の学校以外の放射線量測定につきましてどのように継続していくお考えなのか、またその結果公表についても考えをお聞きしたいと思います。

また、放射線量測定器ですが、産業廃棄物処理施設、宝鐘隆の建設に反対し活動してきた環境を守る会の皆さんから測定器の寄附を受けたと聞いております。この測定器を町民に貸し出

すことについて伺います。

町民に広く貸し出して測定をしていただくことによって、町が手の回らない部所、気が付かないところにおいても町の状況が把握できてくるものと思います。福島第一原発の現状は、今後も継続して注意をしていく必要があります。これまでに放出された放射能は、雨などによって土壌に落ち、溜まりやすい場所に集まっている状態と言えます。そのためにも、ホットスポットを見つけ、早急に除染して取り除くことが大事になっています。

町民に貸し出しを開始し、高い線量が出た場合には、町が再度確認をした上で除染を行う必要があると思いますが、町はどのように対応していくお考えでしょうかお聞きいたします。

次に、食品等の検査の必要性についてでございますが、子どもたちの内部被曝を最小限にしたいと考えると、放射線量が気になるのは当然です。厚生労働省は、粉ミルクなど乳児用食品の区分を新たに設け、飲料水、牛乳、一般食品と合わせて4分類とすることを薬事・食品衛生審議会部会に提案し了承されています。年内にもそれぞれの基準値について議論が始まることと思いますが、新たな基準値は、放射性セシウムを1キロ当たり200から500ベクレルとしている暫定値の5分の1程度になる見通しとのこと。

今後決定する基準値についても、基準値内だからよいというのではなく、内部被曝を最小にするためには食品の検査が重要です。個人では測定できないことなので、せめて町内で生産した農産物等については町で測定をし、表示することが大事になっていると思います。

また、文部科学省が11月30日、東日本17都県に学校給食食材の安全の目安として1kg当たり40ベクレル以下と通知したことにに対し、教育委員会から問い合わせが殺到し、文科省の説明も揺れているところでありますが、通達ではっきりしていることは、1都県当たり食品検査機器5台分の購入費の補助がついたということです。給食食材基準40ベクレルについてはまだはっきりしていませんが、学校給食についても基準が示されれば、基準に沿った内容になっているかの検証が必要になります。学校給食については、組管理者である本庄市長との相談が必要ですが、子どもたちの健康を守るためにも測定が必要と考えます。

食品検査機器は高額ですが、地方消費者行政活性化交付金を活用して購入している自治体もあると聞いています。また、業者に委託をして実施している自治体も多いように聞いております。今後、長期にわたり町民の健康、子どもたちの健康を守るために、重大な役割を担う食品検査機器の購入と、検査を実施する職員の研修または専門知識を持った職員の採用についての考えもあわせて伺いたいと思います。

学校プールの掃除について。

少し気が早いように思われるかもしれませんが、来年度予算を組んでいく時期でもありますのでお聞きいたします。

例年、夏のプールが始まる時期になりますと、高学年がプールの掃除を行ってきています。今年度もそのように経過したものと思います。6月に測定したプール水は未検出ということでしたが、下に溜まった汚泥はどうだったのでしょうか。そうした中で、1年間溜まった汚泥の掃除を子どもたちにさせることへの不安が先生や保護者から出てきています。高圧洗浄機で洗い流す方法はとれないのかとの声も聞いています。どのようにお考えでしょうか答弁を求めます。

2、町民の暮らしを守る対策について、来年度改定される介護保険制度について。

6月に国会で介護保険法改定が成立したことを受け、2012年から3年間にわたる第5期介護保険事業計画の策定が進んでいることと思います。上里町の介護保険の状況は、介護保険がスタートした2000年の要介護認定者数は441人、2001年744人と増加し、2010年度は1,094人でした。誰もが介護を受けずに健康で長生きしたいと望んでいますが、高齢者の増加とともに要介護認定者数は今後も増加が見込まれます。

介護保険の改定で気になるのは、何ととっても保険料と、介護が必要になったときに希望するサービスを受けられるのかという問題です。上里町の介護保険料の基準額は、2000年当時月額2,575円、現在は3,400円です。全国平均は2000年当時月額2,910円、現在は4,160円です。平均からすると負担は軽いほうと言えるかもしれませんが。保険給付費は、2000年は約4億8,000万円でしたが、2001年度6億3,000万円、2010年度は12億3,000万円と増加しています。介護保険は給付費が伸びれば保険料が上がる仕組みになっているため、高齢者の生活悪化が進んできました。

厚生労働省の社会保険審議会介護部会は、11月24日、要支援と認定された人の利用料引き上げをはじめ、6項目の利用者負担について順次具体化していくとの議論をまとめています。また、ヘルパーの生活援助時間を60分未満から40分未満に短縮しようとする動きも出てきています。伸び続ける給付費と利用者の負担を減らすことで抑えようとしているのが政府の議論の中心となっていると思います。そのためサービスの低下が本当に心配です。

その一つは、要支援と認定されると、市町村の判断で介護保険サービスから日常生活支援総合事業に移すことができるようになったことです。総合事業を導入するかどうかは自治体の判断とされています。現在でも給付適正化が強調されているもとので、給付費削減が保険料値上げの狭間で仕事をしているわけではありませんが、総合事業は地域支援事業の一環とされ、その費用には介護保険給付費の3%以内という上限があり、一層のサービス低下は避けられないと考えます。総合事業は自治体の判断で決められることですので、実施しないよう求めたいと思いますが、上里町の介護保険策定の中にはどう反映されているのでしょうかお聞きいたします。

また、年金は目減りしている上に3年から5年にかけて2.5%削減し、その後、毎年0.9%支

給額を引き下げの方針も出ています。厳しい経済状況のもと、保険料の値上げは困るというのが多くの高齢者の共通した思いであるというふうに思います。次期の保険料についてはどのように考えているのでしょうかお聞きします。

国民健康保険税の減免制度や納税緩和制度の積極的活用と滞納繰越の内容を把握し適正な処理を行うことについて伺います。

上里町の国民健康保険税は、現年度分だけを見れば2008年度90.18%、2009年89.44%、2010年90.93%の収納率でした。しかし、滞納繰越分となると、2008年度の14.66%から、13.87%、12.60%と年々落ちていきます。2010年度決算では、収入未済額は3億3,761万7,200円にもなりました。現年度の収入未済分が滞納繰越分として増えているのが現状です。町は広報等を通じ申告や早目の相談を呼びかけていますが、滞納しているために相談ができない、納められないから督促状を無視してしまうということも多いようです。

町は、年2回、特別期間を設けて収納に取り組んできていますので、実際に滞納している世帯の実態はよく掴んでいるのではないのでしょうか。特に生活が困窮している世帯については、滞納しないで納められるようにする減免制度や納税緩和制度を積極的にお知らせし、活用すべきではないのでしょうか。

決算時の不納欠損の内容を見ても、処理すべきものは適正に処理することが必要と思います。すべての公租公課の徴収は、納税者の事業の継続または生活の維持ができることが前提で組み立てられています。これは、憲法第25条、生存権の保障の当然の要請だと思います。結局、すべてのものをなくしてしまえば、あとは生活保護に頼らざるを得ないのではないのでしょうか。事業を継続したり生活を維持していくのと生活保護に頼ると、当事者にとっても行政上から見ても、どちらがよいかは明らかではないのでしょうか。

また、非自発的失業者の保険税の軽減も24年度末までの措置であります。2010年度は114人もの該当者がいたわけですので、この措置が切れた後についての町の考えについても伺いたいと思います。

国民健康保険法第44条の適用で医療費の軽減・免除・徴収猶予ができるよう低所得者等医療対策費補助制度の周知を図り活用することについて伺います。

2010年度決算は、町民税の収納率が伸びたのに収入額は下がるという内容でした。それは、町民の所得が減り、暮らしが大変になっていることのあらわれです。国民健康保険法第44条では、病気、災害、失業など急激な収入の落ち込みで医療費の支払いが困難な場合には、医療費の自己負担について減免・徴収猶予することができるとしています。しかし、上里町ではこの申請件数がなく、全く利用されてこなかったのが実態です。

厚生労働省は、医療機関の未収金問題の未然防止のために、回収だけでなく、一部負担金減

免などの活用も訴えています。これは、窓口での患者負担の軽減を進めるものとして重要です。埼玉県では、国保の医療費一部負担金の減免を行った市町村に対して県が補助をするという低所得者等医療対策費補助金制度がありますので、こうした制度の周知を行い積極的に取り組むようお願いしたいと思います。

特に、国民健康保険税の法定減免世帯や生活困窮によって保険税を分納している世帯には、積極的にお知らせをし、早期治療ができるよう対応していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

3、同和対策事業について、人権共生課を廃止することについて、すべての同和対策事業の廃止についてあわせてお聞きします。

人権共生課の仕事は、同和対策事業と男女共同参画係です。2つの事業とも教育に関わるため生涯学習課との共催も多く、生涯学習課に統合するほうがすっきりすると考えます。同和対策事業の仕事は、住宅貸付金資金償還業務、県主催事業への参加及び運動団体への対応と補助金の交付、隣保館運営事業などですが、住宅貸付金事業は192世帯が利用し、2010年度中に161件が完納しました。あと残る31世帯の償還業務になっています。

既に情報は入っていると思いますが、11月29日、本庄市におきましては、市議会全員協議会において、「同和問題に関する民間運動団体への対応について」との資料が配付されております。その資料によりますと、「運動団体に関する民間運動団体への対応方針は本日をもって廃止する。運動団体及びその上部団体が主催または関係する話し合い、研修会、総会等一切の事業に対応しない。運動団体支部活動費に対する交付は平成25年3月31日をもって廃止する。」と明快です。また、「集会所事業や隣保館事業についても平成23年度をもって廃止する。」とし、「集会所については、地元自治会への移管や他施設として利用または解体等を検討していく。隣保館については、公民館等の施設利用を検討していく。」としています。

本庄市でも、神川町に続いて同和対策事業の全面廃止を表明しました。上里町はまだ決断できないのでしょうか。その理由を含めて町長にお聞きいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。答弁をお願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、放射線物質から子どもたちを守ることについての 学校以外の放射線測定実施と結果公表と の放射線測定器の貸し出しについて並びに 土壌の食品等の検査の必要性については、関連がございますので一括答弁をさせていただきたいと思います。

東京電力福島第一発電所の事故後 8 カ月を経過したわけでございますけれども、放射線への不安は解消されず増しつつあるわけでございます。小さなお子さんをお持ちの保護者にとっては、健康への不安も大きくなってきておるようでございます。

また、報道にもありましたが、千葉県柏市のような局所的に放射線の高い地点であるホットスポットが身近な問題として出てきております。

このホットスポットについては、10月21日付で国より、「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」が公表されました。これは、1 mの高さで周辺より毎時 1 マイクロシーベルト以上高い地点を国への報告や簡易除染を行うための指針であります。

この国の方針に対し、埼玉県では、子どもの安全を図ることを目的として、芝生や滑り台の下などの子どもが接する機会が高いと予測される箇所の測定値を高さ 1 cm で毎時 1 マイクロシーベルト以上とする基準を追加して発表しております。これに基づき町でも毎週木曜日に行っております学校での定点測定とは別に、11月9日より、学校や保育園、児童館や公園など39の施設で放射線が高いと考えられる328の地点で測定を行いまして、その結果を12月1日より町のホームページで公表したところでございます。

学校以外の測定、今後の予定については、毎週木曜日に行っておる学校での定点測定の数値や県内市町村の状況を見ながら検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

今回行いました公共施設の測定結果では、雨どい下で毎時0.68マイクロシーベルトを示す地点がありましたが、他の地点で高い値を示す地点はなく、国や県が示す基準を超える地点はなかったようでございます。

次に、放射線測定器の貸し出しについてであります。身の回りの放射線量は町民の皆さんが一番気になる点であるかと思えます。町民の皆さんの測定希望に町が全部対応していくことはできませんので、放射線測定器の貸し出しにより対応してまいりたいと考えております。

貸出用の器材は、11月17日に環境を守る会本庄・児玉都市連絡協議会より、町民への貸し出しをしてほしいとの要望を添えて、携帯型の放射線測定器を寄贈していただいたわけでございます。現在、この器材が貸し出しできるよう要綱等準備を進めておりますので、準備ができ次第、ホームページ等でお知らせをさせていただきたい、このように考えておるところでございます。

なお、利用後は測定結果を報告していただく予定でございます。これによりまして、より詳細な町の状況が把握できると考えておるところでございます。

次に、の土壌や食品の検査の必要性についてであります。まず土壌につきましては、上里町における定点測定の結果では地表より 5 cm で毎時0.07マイクロシーベルト前後となってお

ります。この値は、国が目標とする高さ1mで年間1ミリシーベルト、毎時0.23マイクロシーベルトと比較して低い値となっておりますし、6月16日に行いました学校の砂場における放射線測定でも測定下限値以下になっておりました。これらのことから、土壌の放射線量は高い値ではないと考えております。しかし、今後の調査等で対策をとる必要が生じれば、関連する国等の基準に基づき対応してまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、農産物の検査についてでございますが、埼玉県では国の指針に基づいて、全市町村において農産物の放射性物質の影響調査を実施しております。上里町においては、これまでに11品目の調査が実施され、放射性物質につきましては、不検出もしくは基準値を大きく下回る結果となったところでございます。

放射性物質の調査については、これまで1台1,000万円以上の高額な機器による調査のみ認められておりましたが、国の基準が11月に改正され、1台100万円程度の比較的安価な機器によるスクリーニング検査が認められたところでございます。ただし、埼玉県に問い合わせたところ、県内自治体において簡易な測定器によるスクリーニング検査の実施例はないとのことでございます。

放射性物質の調査については、先ほど述べましたとおり、埼玉県が県内市町村や農協と連携して一元的に実施をしておるところでございます。町独自のスクリーニング検査の実施については、県がこれまでに実施した調査においても放射性物質はほとんど検出されておらず、また、町が学校の校庭などで実施している空間放射線量の測定でも大きな値が出ていないことから、現時点で実施する必要性は低いと考えておりますが、埼玉県や他の自治体の動向など注意深く見守っていきたい、このように考えておるところでございます。

次に、本庄上里学校給食センターにおける使用農産物の放射性物質の検査ということですが、給食センターでは、原則的には放射線検査で不検出の食材を使用する対応を継続することで安全性を確保することとしておるところでございます。

一方で、給食の安全性を担保し保護者の方々にも安心していただくため、出来上がった給食を検査する給食丸ごと検査の実施に取り組んでいきたいとのことでございます。出来上がった給食を丸ごと検査する方法で、不検出の食材を使用した結果を確認し検証することができます。

この方法は、食べた後で汚染がわかってもし手遅れではないかとの意見もありますが、仮に放射性物質が検出されたとしても、その数値を確認することができることと、給食は材料が保存されておりますので原因を追求することもできて、長い目で見れば内部被曝の予防につながることとなります。具体的な方法は現在検討しておりますが、定期的に検査を実施することで安全で安心な学校給食が提供できる、このように考えておるところでございます。

また、沓澤議員もおっしゃっていましたが、新聞報道によりますと、「文部科学省は11月

30日、小中学校の給食に含まれる放射性物質を『1kgあたり40ベクレル以下』とする安全の目安を定め、東日本の17都県の教育委員会に通知した。」とあり、国費の補助で測定器機を購入して検査結果を公表することを求めているとのことであるが、12月1日に訂正の通知が出されたとあります。現在のところ県よりの指示が示されておられないわけですので、県より指示があり次第、給食センターと協議を行い、必要な措置をとっていきたいと考えておるところでございます。

次に、町民の暮らしを守る対策について、の来年度改定される介護保険制度についての御質問ですが、介護保険制度も制度が始まって10年が経過し、高齢化の進展や高齢者のみの世帯の急増など地域社会、家族関係が大きく変貌していく中で、高齢者の自立支援を一層進めていくことが課題となってきております。

地域支援事業につきましては、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3種類の事業がありますが、国では、介護予防事業の内容の充実を求め、本年6月に介護予防・日常生活支援総合事業を創設いたしましたところでございます。事業内容につきましては、市町村の判断により、地域の実情に応じて、要支援・2次予防事業対象者に対して介護予防や配食、見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業となっておりますが、これまでも介護予防事業、任意事業で実施してきた事業と重複している事業もございますので、もう少し様子を見て、内容を精査し導入について検討していきたい、このように考えておるところでございます。

第5期介護保険料につきましては、高齢者世代が増加している現状において介護費用は今後とも上昇が見込まれ、介護費用の増大とともに介護保険料も上昇を続けておるところでございます。給付と負担の関係上、サービス量が拡大することに伴い保険料が一定程度上昇することは否めず、国では、月額5,000円を超える市町村もあるのではないかと懸念されておるところでございます。

介護保険料を設定するに当たり、まだ介護報酬費の割合が国から示されておらず、決定を見るまでには時間がかかりますが、平成24年度から平成26年度までの3カ年を見据えたサービス量を見込み介護給付費を推計し、介護給付費はすべて法定割合の中で賄うことになり、保険料も基準に沿って算出することとなるわけでございます。

これにつきましては、策定委員会で検討いただくこととなりますが、保険料の水準が過重なものとならないよう低所得者層の方にも配慮した方策を検討していただき、決定していきたい、このように考えておるところでございます。

先ほど沓澤議員からも、この総合支援の導入についてはしないようにというふうなお話もいただいたわけでございますけれども、要介護認定において「要支援」と「非該当」を行き来す

るような高齢者に対する切れ目ない総合的なサービスの提供が可能となるが、本町では既存の地域支援事業の中で対応できており、行き来する方の事例も起きていません。また、総合事業を実施するには、市町村は、サービスの内容、サービス費用額の設定、サービス提供事業者の指定、国保連合会への審査支払い事務委託を行う必要がありますので、当分の間は導入をしないでいきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、国民健康保険税の減免制度や納税緩和制度の積極的活用と滞納繰越の内容を把握し適正な処理を行うことについての御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

国民健康保険税には、課税額を軽減・減免する制度として、広報5月号・6月号でも御案内しておりますが、本来課税される税額から所得金額によってその加入世帯の均等割額と平等割額が2割・5割・7割減額となる軽減制度と、平成24年度までの一時的な措置であります、自らの希望によらない退職の扱いを受け社会保険から国保へ加入した者について、申請により前年の所得金額を100分の30として計算される非自発的失業に伴う軽減があります。離職日の翌日から翌年度末まで該当になり、最長で2年間軽減対象となります。

災害に遭ったり病気になったり事業の廃止などにより著しい収入の減少など、支払えなくなった理由によって納期限の7日前までに申請することにより、条例と照らし合わせて課税額の一部を減免する減免制度と、課税額は変わりませんが、納税を猶予したり分割納付を認める納税緩和制度があるわけでございます。

これらは、広報かみさと1月号で申告を、7月号では納税に困ったら早目の相談を呼びかけしており、また、個々の未納者に宛てて納税を促す催告書でもそれぞれの通知文に記載するなどして周知を図っておりますが、なかなか浸透していないのが実情でございます。

いずれにしましても、納付困難理由をお聞きしないと適用の判断ができませんので、相談に来ていただいた段階で未申告の場合には申告を促し、納付困難理由によっては、納税猶予や分納の説明、申請を御案内しておるところでございます。

次に、滞納繰越の内容を把握し適正な処理を行うことについてでございます。

内容によって、納税猶予、これは一定期間（1回に最長1年。1回更新でき最大2年）納税を猶予する場合がございます。分納は、各期別の額を月ごとに平均して納付する場合（原則1年以内、最長2年）。しかし、小額分納で何年にもわたるケースもあるわけでございます。差し押さえにつきましては、納付できるにもかかわらず納付しない場合に強制的な徴収を行う。毎年広報7月号に結果を載せておるところでございます。

また、執行停止につきましては、生活保護になったり納付できる資力がないなど、一定の要件に当てはまる場合は3年間執行を停止し、納付資力が回復しなければ不納欠損とさせていただいておるところでございます。

こういう手段をとることになり、現在、担当部局において鋭意努力しているところでありますが、未納者の数も多く、解消に向けてなかなか進んでまいらないのは事実でございます。今後も、地方税法、町税条例に沿って解決に向け引き続き努力をしていきたいと考えておるところでございます。

次に、 の国民健康保険法第44条の適用で医療費の軽減・免除・徴収猶予ができるよう低所得者等医療対策費補助制度の周知を図り活用することについての御質問でございます。

初めに、低所得者等医療対策費補助制度についてですが、これは、県の国民健康保険特別助成制度として補助率2分の1で交付されておりましたが、平成21年度に廃止され、県財政調整交付金制度に移行し、補助率は3分の2に引き上げられておるわけでございます。

さて、医療機関を受診した場合の一部負担金につきましては、国民健康保険法第42条に規定されておりますが、小学校未就学児までは2割、小学生から70歳までは3割、70歳以上で一般の人は2割、70歳以上で所得の多い人は3割負担となっております。現在、70歳以上の一般の人は、平成24年3月までは2割のうち1割分を公費で負担し、本人負担は1割と軽減されております。

御質問の一部負担金については、国民健康保険法第44条で、特別の事情により一部負担金を支払うことが困難であると認められる人は、一部負担金の減額・免除・徴収猶予をすることができると規定されておるわけでございます。

町では、この規定に基づき、国民健康保険一部負担金の減免等の基準を決めております。

として、火災や災害等により住宅を全壊または全焼した場合や半壊または半焼した場合などの条件により、一部負担金を3カ月間全額免除または50%減額。

農産物の不作等により収入が著しく減少した人や事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少し、生活が著しく困難となった方などは、生活保護の対象となる生活費認定基準額に対する平均収入額の割合で、一部負担金を3カ月間全額免除または50%減額あるいは6カ月間徴収猶予となっております。

その他、生活保護対象世帯等、相当な理由があった場合など、一部負担金の減免対象としております。

今年度は、東日本大震災で被災し町内に転入してきた2世帯5名の方に国の制度により一部負担金の減免を行っておりますが、町の基準により減免の対象となっている世帯はございません。

この一部負担金の減免制度について十分周知されていないのではないかとということですが、国民健康保険に加入している方が火災等により災害を受けた場合には、一部負担金が減免できることなどをお知らせしておるところでございます。

今後、国民健康保険税の減免等の対象となられた方等も含め、関係課と連携し制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、この一部負担金を減免した場合、減免した額の2分の1は国の特別調整交付金が交付され、残り2分の1の3分の2について県の特別調整交付金が交付されますので、町の負担額は減免額の6分の1程度となっているところでございます。

次に、同和対策事業についての御質問でございます。

人権共生課を廃止にすることについてでございます。

初めに、人権担当課の推移でございますけれども、昭和47年6月に民生課の中に社会係を設置し、同年8月に総務課へ社会係を移設し、昭和48年8月に同和対策課が設置され、同和問題の推進を図ってまいりました。その後、行政組織を整備して昭和53年8月に同和対策室となり、昭和58年4月に同和対策課に再編され、平成14年4月に人権推進課に改組され、平成18年4月に人権共生課に改め、同和問題をはじめとする人権に関する啓発に取り組んできておるところでございます。

21世紀は人権の世紀であると言われており、我が国では同和問題をはじめとして女性、子ども、障害者、高齢者等さまざまな人権問題が存在しており、新聞、ニュース等で報道されております。

上里町におきましても各種の人権相談事業を行っており、その中で、生活相談、悩み相談、心配事相談等、人権に関する相談が増加傾向にあるわけでございます。特に、現在では子どもの虐待、DV等をはじめとする心理的な面による相談等が非常に多くなっており、個々の人権意識の高まりが感じられるものの、まだまだ人権問題に教育・啓発の必要性があると感じておりますが、役場内全体の課の組織体制の関連もございまして、今後、組織の見直しなども含めて検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、すべての同和対策事業の廃止についての御質問でございます。

町では、同和問題を人権問題の中の重要課題の一つとしてとらえ、差別意識解消に向けて、昭和44年の同和対策事業特別措置法施行以来33年間にわたりまして、環境改善対策をはじめとした各種の事業を総合的かつ計画的に推進してまいったところでございます。

その結果、住環境や生活環境は大きく改善が図られ、また周辺地域との格差は是正に向かい、実態的差別の解消が図られてきたところでございます。しかしながら、心理的差別についてはインターネット掲示板での差別的な書き込みや、行政書士による戸籍の不正取得事件、人権に関する新たな問題も生じており、人々の意識の中においては依然として存在していることを認識しておるところでございます。

そこで、現在の社会状況や人権状況を踏まえ、さまざまな人権施策を充実させるために、差

別意識の解消に向けた取り組みを推進していきたいと思っております。

なお、これまでの取り組みを漫然と続けるということではなく、新しい観点に立って、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、近隣の状況を踏まえながら行っていきたい、このように考えておるところでございます。

また、本庄市のお話もいただいたわけでございますけれども、同和問題に関する民間運動団体への対応を終了するとしたことについては私も存じておりますが、細かい内容までは存じておりませんけれども、当町では、先ほども答弁いたしました、現在の社会情勢や人権状況を踏まえ、さまざまな人権施策を充実させるために、差別意識の解消に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。

なお、これまでの取り組みを漫然と続けるということではなく、さまざまな人権問題解決に向けた教育及び啓発を総合的な観点から分析し、新しい観点に立って地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、近隣の状況を踏まえながら対応していきたいと、このように考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 次に、教育長より答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 沓澤議員御質問の1、放射性物質から子どもたちを守ることについての 学校プールの清掃についてでございますが、学校、児童・生徒に関することでございますので教育長から答弁させていただきます。

学校のプールは、水泳の授業が終了後も消防における法定水利として利用するために、通年、プールの水を抜かないでおきます。そのため、落ち葉やごみ等が入ってまいりますので、小学校においては5月末にプール清掃を念入りに行った後、6月初旬にプール開きを行い、8月初旬まで使用します。中学校は、使用開始が小学校よりも若干遅くなります。

本年は、各小・中学校のプールの水の放射性物質の簡易分析を行い、結果につきましては議会にも報告させていただき、上里町のホームページにも掲載いたしましたが、すべての小・中学校のプールにおいて1kg当たり100ベクレル未満という結果であり、問題はありませんでした。

また、プール利用中は常時、水質浄化装置を運転し、授業終了後には塩素を散布するなど、児童・生徒の健康に留意してまいりました。

今年5月末のプール清掃につきましては、例えば上里東小学校では高圧洗浄機を借用し職員とPTA役員とで洗浄し、子どもの手を煩わせることはありませんでした。ほかの小学校にお

いても、大まかなところは職員が行った後、子どもに壁や床を磨いてもらったということです。

来年度のプールの利用前には、水を抜いた後に残るヘドロについて放射能検査を行い、放射線量が高い場合には除去並びに高圧洗浄等の措置を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 答弁ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。まず、第1の放射性物質から子どもたちを守ることにありますけれども、私が通告を出した時点では学校以外の放射線測定の結果はまだホームページに掲載されていなくて、職員の方には時々気になったのでお聞きしていましたが、会議を持って広い範囲の放射線測定を始めるということも聞いていましたし、結果が出たことも聞いておりました。

それで、細かい報告がホームページに載っておりまして、1マイクロシーベルトは超えていないですけれども、かなり高い部分もあるなというふうに見ているところなんです。今後も、必要があればまた近隣の動向を見ながら実施していくということでありまして、328地点全部とは言いませんけれども、今回測った中でかなり高い部分というのは絞られてきていると思いますので、せめてそうしたところは引き続き注意深く測っていただければ、また公表もしていただきたいなというふうに思っているところですが、答弁をお願いします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今回計測された中で高かったのが雨どい下であります。そういうところが高かったわけでございますけれども、そのほかはそれほど高いところはなかったということでございますけれども、そういうところも今度は重点的にまた測っていきたいというふうに思っております。

また、先ほどもお話を申し上げましたけれども、今回、器械を御寄附いただいたということで、皆さんにも十分それを利用していただけてそういうところがありましたら、測っていただいて、そして町のほうへ報告していただければ、上里町の放射線量がどの程度あるかということもよく住民の皆さんにも理解していただけたと思います。

また、測定結果につきましては、またホームページ等で公表をしてみたいというふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 倉庫の裏とか、意外なところも結構高かったというふうに私は結果

を見て思っているんです。中央公民館のところもそうでしたし、割と倉庫の近くというのも高目に出ていたなというふうに思っております。

また、県では0.23マイクロシーベルトを除染の基準にしているというふうにも聞いているんですけども、また県内でもそうした県の基準に基づいて土壌を撤去しているというところも聞いておりますので、町としては、測るだけではなくて高い場所を削って処理する、風によってほかの部分へ飛ばされたりすることを防いでいくというんでしょうか、そういう対策としてはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町では、ホットスポットということで測定をして、先ほどちょっと申し落としましたけれども、高いところということで雨どいの下は申し上げましたけれども、そのほかに落ち葉や木の根元など、国が放射性物質が溜まりやすいとした地点では見受けられなかったということでございます。

道路排水のU字溝については今回の測定では実施しておらなかったわけですが、理由といたしましては、子ども等に関する施設が主体でございまして、直接手に触れない、そういう場所であったということでございます。

また、U字溝の浚渫残土については、今後、国の動向を見て対応していきたいというふうに思っておりますので、そういったところにも今後気を付けながら測定をしていきたいと思っております。

高いところがあったとしても、その土を動かすとかそういうことまでの範囲には至っておらないわけでございます。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 今後、住民に貸し出していただけるということで大変よかったなというふうに思いますけれども、そうした結果、非常に高い場所が見つかった部分が出てきたときに、除染の対象としては何マイクロシーベルトを基準としているのか、考えはあるんでしょうかお尋ねしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 新聞報道にありましたように、国や県の基準ではなく独自の基準を設ける市町村も出てきておるわけですが、今後、周辺市町村の状況を把握しながら、必要であれば町も公共施設における基準を検討してまいりたい、このように考えております。

す。

上里町は、文部科学省での航空機によるモニタリング調査の結果では除染指定地域に該当していませんけれども、地域外の市町村への国の支援はありませんし、除染は個人で責任を持って行わなければなりませんので、この点も踏まえながら基準を検討していきたいというふう
に思っておるところでございますけれども、高さ1cmのところでも毎時1マイクロシーベルトと
いうことになっておるようでございます。

議長（伊藤 裕君） 沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 測定器の貸し出しでありますけれども、御寄附をいただいた1台を
貸し出していくということですが、町民の希望が多くなった場合には新たな用意をする
考えというのはあるのでしょうか。まだこれからのことですが、お聞きしておきたいと
思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） とりあえずはこれ1つでやっていただいて、広域圏にも1つこれより
も精度のいいものがあるわけでございます。その対応は、今後どのくらい利用されるかその頻
度によっては町も考えていきます。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

あとは食べ物関係でありますけれども、先ほど県が検査をした結果、上里町の農産物の11
品目については不検出ということでありまして、基準値以下ということでありまして、
そうしたことをわかりやすく、例えば直売所などに県が何月何日に上里町の小松菜を測ったら
幾らでしたよと、それは基準値に対してこんなに低いんですよということ、とにかくみんな不
安なわけですので、そういう手だてをしていただけるといいんじゃないかというふうに思うの
が1点です。

それと、学校給食につきましては丸ごと検査の方法に取り組む方向ということで、これは非
常にありがたいなというふうに思っています。先ほど町長もいろいろ述べられまして、食べて
しまった後ということもありますけれども、これから長く続いていくことでもありますので、
丸ごと検査というのは非常に重要だなというふうに思っておりました。ぜひ実施をしていっ
ていただきたいと思っておりますけれども、毎日行うであるとか、これは業者委託になるん
でしょうか、その辺についても具体的に御説明をお願いできればと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 直売所等での不検出だとか何マイクロシーベルトですとかそういう表示につきましては、農協等と相談をさせていただきまして、そのような形でやらせていただきたいというふうに思っております。

また、給食センターの丸ごと検査につきましては、先日も市長と相談しまして、これはやったほうがいいたろうということでございますので、続けてずっとやっていきたいというふうに思っております。これも、月に1回位でいいんじゃないかというようなお話もいただいておりますけれども、当面はもっと多くやったほうがいいたろうというような結論になっておりますようで、まだ月に何回やるというはっきりした結論は出ておらないわけでございますけれども、次の給食議会にその辺のところも提案をさせていただきたいということございまして、不検出の農産物を使って給食に出しているのだからそんな必要はないだろうという意見もありますけれども、それは当然やっておいたほうが安心度が高まるだろうということで、丸ごと検査もやらせていただくということになっておるわけでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 学校のプールにつきましては、来年度はヘド口の検査を行った上で対応していくということで、大変ありがたく思っています。多くの先生たちが不安、やはり子どもたちを守りたいという教職員の皆さんの思いだなというふうに私も思っております。よろしく願いいたします。

次に、2番目の町民の暮らしを守る対策でありますけれども、当面、総合事業には取り組まないで現在のまま進めていくという考えが示され、ちょっと安心いたしました。

総合事業で一番問題になるのは、介護保険給付の3%以内に抑えなければいけないということで、どうしてもそれですとサービスを切るしか方法がないというような形になることが懸念されておりましたので、今のままでやはり必要な介護に応えられる努力をしていただければというふうに思っています。

また、保険料のことですけれども、給付費が増えれば保険料が上がるというこのシステムの中で、上里町だけでなく、一定程度の上昇は仕方ないというそういう方向になっていくんでしょうけれども、民主党は総選挙で圧勝しましたけれども、あの時は、介護保険に8,000億を繰り入れるという公約だったんですね。そういうことがやはり強く求められるんじゃないかなというふうに思います。公費負担は増やさないで、全部が全部、高齢者、利用者の負担ですよ

というふうにしていったならば、3年ごとの見直しのたびに毎回保険料は上がらざるを得ないというふうに思います。国はいろいろと指導を強めていますけれども、保険料の軽減をしてはいけないという決まりはなくて、自治体の判断に任されているところであります。

低所得者層には配慮をしたいというふうに言っていたいておりますけれども、やはり保険料の段階を細かく区分するであるとか、軽減・減免ということが本当に必要ではないかというふうに思います。導入時に比べましても、年金、いわゆる収入そのものが減ってきている中で上がっていく、また利用料についても今後2割負担などという話も出ておりますので、人間らしく生きていける権利というところで、保険料の負担については慎重にお願いしたいなというふうに思いますけれども、再度答弁をお願いします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 高齢者の皆さんが年々増加しておる中で、今回の国のお話によりますと、高いところでは5,000円台位にまで上がってしまう市町村が出てくるのではないかと、そういうようなお話もいただいておりますけれども、まだ介護保険報酬の割合が国から示されておらないわけでございます。先ほども申し上げましたけれども、策定委員会が検討していただくことになるわけでございますけれども、できるだけ保険料の水準が過重なものとならないように、低所得者の皆さんにも配慮していただけるようにということで私のほうからもお話をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。ぜひそういう温かい姿勢で取り組んでいただきたいと思っております。

時間がないのでちょっと急ぐんですけれども、 につきましては国民健康保険税の負担軽減、また につきましては窓口での医療費の負担軽減ないし猶予ということであるんですけれども、特に の窓口での負担軽減につきましては、例えば分納で本当に苦しい中で納めていても、負担ができなくて病院に行くのを我慢するということにつながりますし、赤旗新聞の報道ですけれども、この間医療機関が実施したアンケートでは、保険料が滞納でなくても窓口負担が、どのくらい病院に行ったらかかるのかなというのが不安で、具合が悪くても病院に行くのを我慢するという人が非常に多いという、そういう結果が出ているんですね。

そうでありますと、税金が納められなかったり短期保険証であったり分納であったりする人たちの生活はさらに苦しいわけですから、病院に行くことを我慢することによってますます病が重くなる、イコール医療費がかかるという、そういうことにもつながりますので、私といた

しましては、基準ができているのであればもっと公表し、特に法定減免になっている世帯というのは所得が少なく法定減免なんですから、そういうところであるとか分納誓約で払っている方たちに関しましては、こういうのを使ったらどうですかという、申請待ちではなくて、使って早く良くして下さいという、そういうことが必要だというふうに思うんですけれども、答弁をお願いしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 法定減免をしていただいている皆さん方は、非常に生活が苦しいと、そういう立場にある人たちでございます。それは理解していただけるんだけれども、そういう方におかれましては、ぜひ町のほうに来て相談をしていただいて、善処していただければありがたいというふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 町は年に2回、滞納している世帯等を訪問して細かく対応してきていただいていると思いますので、そうした場を利用して相談に来て下さいということ、広報でもこうやって早目の相談をと呼びかけているわけですが、しかしながら、やはり納められなかったりするとなかなか相談しにくいということもありますので、それは相互だと思います。相談を呼びかけながらも、積極的にそういう訪問の場を通じてということも周知していただければというふうに思うんですが、再度お願いします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） そういう町に来づらいという方がございましたら、連絡をいただければ町の職員が行きまして相談に応じさせていただきたいというふうに思っておりますので、そういう方には、早目に町のほうに相談方を依頼していただければ指導に伺いたいというふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 最後の同和対策事業でありますけれども、町長は、今までのようにやっていくのではなくてということを繰り返し答弁していただいたわけでありまして、人権問題というのは、人の暮らしがある限り本当に重要な課題であるというふうに思います。

DVであるとか子どもの虐待問題というのは、福祉こども課が非常に対応を細かくしていただいたり、また人権共生課とも連携を図って対応していただいているものと思いますけれども、

すべての役場の窓口というんでしょうか、住民と対応する職員は人権共生課の職員と同じように人権について深く学習し、また町民については、どの方の人権についても公平・平等に大事にしていかなければいけないというふうに思っていますし、教育も啓発もすべての差別を許さないという、どの差別がよりということはありません、どの差別も絶対許さないという、その姿勢が大事だというふうに思います。

課として存続することがいいのかどうかということで、私とすれば、やはり教育の部分に大きく関わる問題なので、生涯学習課のほうに統合したらいいのではないかなというふうに思っているところなんです、再度答弁をお願いします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 昨日も郷土資料館の問題がございました。そういった問題もあるわけでございますので、役場内部の問題、全体の課の組織体制の関連もございまして、そういった部分も含めまして考えていきたいというふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、本庄市でありますけれども、本当に明快な文書が出ております。本庄市も、先ほど町長から答弁していただいたように、「昭和44年に国が制定した同和対策事業特別措置法により」と経過がずっとありますけれども、方針の最後のほうで、「こうして長年続けてまいりました運動団体との関係であります」と、きっぱりとすべての関係を終了するというふうになっております。

やはり町民すべて差別なく一般施策でやっていくということが、一番どなたにもいいのではないかなというふうに思うところです。集会所や隣保館の問題も、いろいろ考えれば切りがありませんけれども、期限をもって終了して、そのことによって新しい利用方法というのを多くの町民の御意見を伺いながら進めることも可能だというふうに思いますので、まずは町長がどこで決断をするか、それにかかっているのではないかなというふうに思います。

上里町も財政的には非常に厳しいと思いますけれども、そして、先ほど来、やはり低所得の方々の命を守る、命を守るなんていうことは人権の最たる、最優先課題ではないでしょうか。そうしたところに必要な予算を組んでいくという観点からいきましても、早期の決断を町長にお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたけれども、今後は、新しい観点に立って、地域の状況を踏まえながら私も決断をしていきたいというふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員。

〔 10番 沓澤幸子君発言 〕

10番（沓澤幸子君） 以上をもちまして終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤 裕君） 10番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は10時35分からとします。

午前10時18分休憩

午前10時35分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（伊藤 裕君） 一般質問を続行いたします。

6番中島美晴議員。

〔 6番 中島美晴君発言 〕

6番（中島美晴君） 議席番号6番中島美晴でございます。

通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

今定例会での私の質問は、大きな項目で1、災害情報の発信機能の充実について、2、学校施設の防災機能向上について、3、学校給食について、4、読書活動の推進についての4項目にわたりお伺いします。答弁は町長、教育長をお願いいたします。

初めの質問です。災害から町民の命と財産を守る防災対策の一つであります災害情報の発信機能の充実について、災害時ホームページ代理掲載についてお伺いします。

3.11東日本大震災より9カ月が経とうとしています。私は、6月からこれまでの間、数回にわたり、震災で壊滅的な打撃を受けた東北の沿岸地域の被災地を訪れていますが、復旧・復興はまだまだ遅れています。

さて、3.11東日本大震災をきっかけに地域防災計画の見直しが迫られています。それに伴い、上里町の防災対策事業に私たち議員の提言も今後反映させていただきたいと思っております。現在、私は、被災地の行政職員や地元議員、そして直接現地で行動しておられる各専門分野の方々との勉強会などなど、活動をしているところです。3.11の際、甚大な被害を受けた東北3県の各市町村のウェブサイトは、発災直後から、サーバー、通信機器、通信回線の損壊やアクセスの集中などの影響で閲覧できない状態が続きました。

そのような中、被災地の一つである宮城県大崎市では、平成12年に姉妹都市の提携をしていた北海道当別町との連携協力により、震災当日の夕方から当別町のホームページに大崎市災害情報を掲載してもらい、被害の状況、避難所の情報、ライフラインに関する情報等を途絶えることなく毎日発信し続けることができました。

上里町は、比較的災害も少ない地域ですが、もし東日本大震災のように被災地域が広範囲になり、役場も甚大な被害を受けた際には、ホームページの更新用サーバーも使用不能になる可能性があります。そうした非常時に住民への情報発信手段が絶たれても、近隣自治体間ではお互いを助け合える状況ではなく、的確な情報発信が困難となります。大規模災害になった場合は、むしろ遠隔地の自治体のほうが頼りになる可能性が高く、姉妹都市・友好都市の提携をして、災害時ホームページの代理掲載の仕組みを整えておくことが必要であります。

そこで、上里町もこの際、真剣に遠隔地に友好都市・姉妹都市の検討をしていただきたいと御提案させていただきます。災害情報の発信機能の充実強化を図る意味でも、災害時の協力体制をいま一度見直す機会ととらえていただきたく提案させていただきますが、町長はいかがお考えでしょうか町長の所見をお伺いします。

続きまして、災害時応援協定についてお伺いします。

3.11発災後、大地震などの災害発生時に他の自治体や民間企業から物資の供給や人員派遣などの支援を受ける災害時応援協定が、3.11発災を機に変わりつつあるとの新聞報道がありました。震災前に結んでいた協定を具体化したり、新たに項目を追加したり、新たな提携先を模索したりする動きが活発化しているとのことでした。

そこでお伺いします。上里町では、民間企業との災害時応援協定を結ばれているとのことですが、現状の内容について具体的にお答えください。また、自治体間での応援協定はどのようなになっているのかにつきましてもお聞かせください。今後、遠隔地の自治体と災害時応援協定を結ぶということについてどのようにお考えか町長の見解をお伺いします。

次に、大きな2番目の質問ですが、学校施設の防災機能向上についてお伺いします。

初めに、学校を地域の防災拠点にすることについてお伺いします。

上里町内の小・中学校の施設は、災害発生時、地域住民の応急避難場所の一つとして指定されていることから、あらかじめ避難場所としての防災機能を整備しておく必要があると考えます。安全性を確保するため、耐震化の推進だけではなく、必要物資の備蓄や通信設備、発電設備など十分な防災機能を備えることが求められています。上里町の学校施設の防災機能の取り組みについてはいかがか。各小・中学校には備蓄倉庫が整備されているとのことですが、どのような物資が備蓄されているのかお伺いします。

次に、学校の防災教育についてお伺いします。

東日本大震災で、岩手県釜石市では独自の防災教育が功を奏し、市内の小・中学生のほぼ全員が無事に避難することができたことが大きく注目されています。釜石市では、津波防災教育の三原則として、一つ、想定を信じるな、一つ、ベストを尽くせ、一つ、率先避難者たれと教えています。過去に何度も壊滅的な被害に遭っている三陸地方には、津波てんでんこという言葉があります。「てんでんこ」とはてんでばらばらの意味で、津波の際はてんでばらばらに逃げろという避難の姿勢を示しているとのこと。

上里町の小・中学校では現在どのような防災教育がなされているのでしょうか。知識を教えるだけでなく、普段から災害時を想定した訓練を積ませることが必要ですが、実施している災害訓練の種類や対応についてお聞かせください。

続きまして、大きな3、食の安全対策の視点から学校給食について、初めに、給食食材の放射性物質の検査についてお伺いします。

上里町の児童・生徒の学校給食は本庄上里学校給食センターで調理されており、同センターは、安全でおいしい学校給食の提供を目指して、食の安全、食育の推進、地域の安心を基本的なコンセプトとして建設されました。そして、近年増加傾向にある児童・生徒の食物アレルギーに対応するため、アレルギー対応食専用調理室も設置されています。さらに、炊飯施設は、万が一の大規模災害時に地域の食料基地として米飯の炊き出しができるようになっています。除外施設の件も落ちつき、順調に稼働されており安堵しているところであります。

先ほどの同僚議員の質問と重なる部分がありますが、質問を続けます。

今回の大震災に伴う東京電力福島第一原発事故での放射性物質による影響から、子どもたちの学校給食に使用されている食材については大丈夫なのだろうかとの不安の声が一部の保護者から寄せられました。目に見えない放射性物質への不安はぬぐい切れず、保護者の不安を解消すべく、東日本を中心に独自に食材を検査する動きが出ています。

文科省も、市場に流通している食材は安全という前提の上で、検査への自治体のニーズは高いと判断。東北、関東を中心に購入費を補助する考えがあり、県が検査機器購入の2分の1を補助する方針を決めたとの新聞記事を読みました。そこで、私は給食センターに出向き、当センターでの給食食材の検査について所長から具体的な説明をお聞きしてまいりました。

そこでお伺いしますが、こうした保護者の不安を解消するため、保護者の問い合わせに対して給食センターから学校へはどのように報告されており、学校は保護者にどのような方法で周知されているのかお聞きします。

また、町のホームページでも学校給食に使われている食材産地を公表することについてはいかがか。その点についても教育長の見解をお伺いします。

次に、食物アレルギー対応給食についてお伺いします。

本庄上里学校給食センターでは、食物アレルギーをお持ちの児童・生徒が少しでも安心して給食が食べられるようにと、昨年10月から試験的に食物アレルギー対応食をスタートさせ、平成23年4月からは、本格的に卵と乳・乳製品の2品目の除去食を基本としたアレルギー対応食を実施しています。新1年生に関しましては7月から実施しているとのことでした。

そこで、食物アレルギー対応給食が希望される児童・生徒に提供されるまでどのような手続がなされているのか、学校から保護者にどのように周知されているのか教育長にお伺いします。

また、現在、食物アレルギーの原因食品が2品目の除去食ですが、将来的に保護者の希望があれば何品目位の原因食品の除去食が可能となるのか、センターからお聞きしておりましたらお伺いします。

続きまして、大きな項目4、子どもの読書活動の推進について、学校図書室の充実についてお伺いします。

子どものころから良書と日常的に触れ合うことは、生涯にわたって豊かな人間性を育む大きな推進力になります。そうしたことから、学校図書室は、児童・生徒の知的活動を増進させ、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割を担ってきました。

さらに、今年度から言語力の育成をうたった新しい学習指導要領がスタートしたことにより、学校図書室の役割はこれまで以上に増してきています。子どもの読書活動の推進にはどうしても学校図書室の充実が必要となります。しかし、今年の6月に文科省が公表しました平成22年度「学校図書室の現状に関する調査」の結果によりますと、学校図書室は、人的・物的両面にわたり、整備において少なからず課題を抱えていることが明らかになりました。

上里町におきましては、人的な面で、小・中学校の学校図書室担当職員である学校司書についての配置はいかがかお伺いします。

一方で、物的な面につきましては、小・中学校における図書整備の目標であります学校図書館図書標準を達成した小・中学校の割合が平成21年度末現在で5割程度にとどまっていますが、上里町の小・中学校の学校図書室につきましては達成率はどうなっておりますか、状況についてお伺いします。

学校図書の整備につきましては、これまでも何度か取り上げてまいりましたが、図書標準達成のためには、増加冊数分だけではなく、更新冊数分も含めた図書整備のための財源確保が必要であります。これまでも学校図書室は、その本来の役割の大きさ、重要さにもかかわらず、人的・物的な面での整備が行き届いていないため、必ずしも十分な活用がなされていないことがたびたび指摘されてきました。児童・生徒の読書活動を推進し言語力の育成を図っていくためには、児童・生徒がより積極的に活用したくなるような学校図書室へ整備していくことが求められます。今後どのような計画で蔵書の整備をしていかれるのか教育長にお伺いします。

次に、 町立図書館の整備・充実についてお伺いします。

上里町立図書館は、平成5年に開館され19年目を迎えます。年間を通して、町内だけでなく近隣市町からも多くの利用者が訪れています。地域における読書活動の拠点として、学習・情報センターとしての町立図書館の果たす役割は大きく、メインとなる蔵書の貸し出しだけではなく、物流の提供や取り寄せサービス、研修資料への協力や町内各学校図書室のサポート機能などもしております。

しかしながら、決算報告にありましたように、建物自体にも各所に老朽化が見られ、天井の雨漏りや設備面でも修理・補修の時期を迎えていると思いますが、そうした状況についてお伺いします。

また、当初計画に盛り込まれていた閉架書庫の増設については、その後どのような対応を考えておられるのかお聞かせください。

開館から20年近くたち蔵書の収容能力も限界に来ており、破棄したくない本もやむなく破棄している現状があります。その後の計画についてお伺いします。

また、図書購入費につきましては、町財政が厳しいという理由でピーク時の半分程度になっているということではありますが、町民のニーズに合った図書や視聴覚資料や児童書など、さらなる充実を望むところであります。上里町は、教育尊重の町ですし、町づくりはまず人づくりから始まるとも言われております。町長の御見解をお伺いしたいと思っております。

以上をもちまして私の1回目の質問を終わります。

議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 中島議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、災害情報の発信機能の充実について、 の災害時ホームページ代理掲載について、 の災害時応援協定についての御質問をいただいたところでございます。

災害時ホームページ代理掲載につきましては、先の東日本大震災の際にホームページの管理運営が不能となったため、協定を結んでいる自治体のホームページにすべてのホームページ機能に移転し、情報を発信し続けた自治体がございました。

避難所生活や仮設住宅などで生活している場合、情報の不足による混乱が懸念されます。ゆえに、ホームページにより自分の町の正確な情報が得られるということは非常に心強いことだと思われれます。また、遠方の親戚宅等に身を寄せていて被災地の情報を入手しづらい方々にとっても、貴重な情報源であると思われれます。

今後、上里町においても、被災時にはホームページ代理掲載が行える市町村を選定し、通常

時より交流を深め、相互協定を結べるよう検討してまいりたいと考えております。

続いて、災害時応援協定についてでございますが、現在、上里町の災害時応援協定につきましては、県内すべての市町村を筆頭に、社団法人埼玉県建設組合、埼玉県電気工事工業組合、本庄児玉郡市医師会、本庄市児玉郡歯科医師会、郵便事業（株）上里郵便局と締結をしております。

また、現在、協定締結に向け検討している業種につきましては、段ボールで避難所の間仕切りやベッドを供給してくれる業者や、飲料水のベンダー企業等、先の東日本大震災の際に実際に機能を果たした業種でございます。

しかしながら、現在、県外市町村との協定や情報発信に対する協定につきましては結んでおられないのが実情でございます。

今後、震災により被災した場合には、町民への情報発信を継続するために、遠隔自治体との相互協定を締結できるよう検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、学校施設の防災機能向上について、の学校を地域の防災拠点とすることについての御質問でございます。

現在、町内の指定避難所につきましては26カ所あり、町内の中学校2校、小学校5校に避難所としての指定をさせていただいております。

また、各小・中学校には、校庭の隅や校舎に並んで防災倉庫を設置してあります。この倉庫は、災害時に各地区の避難所からの要請に応えられるよう、災害用物資が保管されております。学校の避難所は収容面積が広く収容する多くの人が集まることが予想されるため、防災倉庫を設置しております。この中には、災害用物資でございますアルファ米、乾パン、クラッカー、水などの食料品や防災毛布なども備蓄をしております。

今回、震災地から応援物資の要望を見ると、幼児のミルクをはじめとする従来にはないさまざまな品目も含まれており、今後、これらのものが災害時に如何に必要で効果があるか、また保存する場合の賞味期限など、災害用の物資に適合するか検討していきたい、このように考えておるところでございます。

次に、中島議員の学校の防災教育についてお答えをさせていただきます。

この質問は、3月の大震災を経験して、学校としてその後どのように備えてきたかについての御質問ですので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、学校給食について、給食食材の放射性物質の検査について、食物アレルギーの対応についてでございますが、学校給食は、児童・生徒の安全・安心を第一にしなければならないと考えております。

御質問は、学校給食に関することですので、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

次に、読書活動の推進についてお答えをさせていただきます。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものでございます。

しかし、テレビ、ビデオ、インターネット等のさまざまな情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書週間の未形成などにより、子どもの読書離れが指摘されております。

こうした問題の解決へ向けて、子どもの読書活動を支援していく必要があると考えております。そのためにも、学校図書室や町立図書館を整備・充実していくことが何よりも大切であると考えております。

なお、これらの御質問につきましては、教育に関するすべてのことですので、教育長から答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、町立図書館の整備・充実についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、初めの御質問の建物や設備の現在の状況でございますが、この館は平成5年に開館し19年目を迎え、ほぼ20年になろうとしておるところでございます。

したがって、近年、修繕や大規模な改修を必要とする箇所が以前より多く出てきている状況でございます。今年度も、一般的な修繕に加え大きなものとしたしましては、東電からの引き込み設備があります高圧電流負荷開閉器関連の修繕を終える予定でございます。

次に、御質問の閉架書庫の2階部分の増設でございますが、一部閉架書庫に納まらず事務室の書架等に置いている現状でもありますので、今後この問題を解決すべく今検討を進めておるところでございます。

続いて、図書備品費の予算の推移についてでございますが、平成5年の開館から平成15年度にかけては、当初の目標の10万冊に向け重点的に予算を配分し、多い時は1,100万円という年度もございました。現在の蔵書数は、平成22年度決算報告の数値で11万4,051冊、その他に視聴覚資料や雑誌等も収蔵している状況になっております。

こうしたことから、今は、蔵書数を増やすということより利用者の求めるもの、必要とするものに対応している結果、平成17年度は600万円、平成18年度以降は500万円前後で推移しているという状況でございます。

なお、町立図書館におきましては、館内のみの事業展開にとどまらず、学校からの要請を受けての本の読み聞かせやブックトークなどの出前講座、クラス単位での団体貸し出しなど、各小学校と連携して子どもたちの読書活動、環境づくり、また放課後や休み中の子どもたち等の

居場所を提供するという役割も果たしております。

加えて、地域住民の文化・情報の発信地としての役割を果たすべく、今後も一層努力を継続してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 中島議員御質問の2、学校施設の防災機能向上についてのうち、学校の防災教育についてお答えします。

上里町の小・中学校では、安全教育の一環として、すべての学校で火災や地震災害を想定した避難訓練や教室での安全教育を実施しております。特に避難訓練については、消防署や警察の方に御協力をいただき、年3回、授業時や休み時間などに緊急放送をして、非常事態を想定した集団避難訓練を実施しております。その際の合言葉は「お・か・し・も」ということですが、「押さない」・「駆けない」・「しゃべらない」・「戻らない」、その「お・か・し・も」という言葉の徹底を進めております。3月11日の大地震の時にも、日頃の訓練が功を奏し、全児童・生徒が避難経路により避難し、短時間のうちに校庭で安否確認ができました。

しかしながら、今回の大地震を通して、従来の地震対応マニュアルでは対応できない課題も明らかとなってきました。1つとして、携帯電話が使用できなかったために保護者への連絡がとれなかったこと、2つ目に、自家用車で迎えに来た保護者への対応に追われ混乱が生じたこと、3つ目として、職場から帰宅できない保護者がいる場合に児童・生徒をいつまで学校に留めておくかなどについてでございます。

そこで、上里町教育委員会としては、県教育委員会の指針に基づき、これらの課題に対応した新しい学校防災マニュアルの作成を年度内完成を目指して進めております。震度5弱以上の地震を想定し、平日の登校前、登下校の途中、学校在校時、休日等の4つの場面に分けて、管理職、教職員、保護者、児童・生徒がそれぞれどんな行動をとればよいかを示したものです。

今後も、学校現場の意見を取り入れながら生きて働くマニュアルとなるよう改善し、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

それから、議員お尋ねの平成24年度の国の新規事業、防災キャンプ推進事業についてですが、この事業のねらいは青少年の防災教育と地域の絆づくりであります。これは、東日本大震災の教訓を踏まえ、学校が避難所となった非常時を想定しての体験型防災プログラムの実践を目指

すもので、全国66カ所でパイロット事業を展開する予定と聞いております。現段階では、義務教育年齢の児童・生徒を参加対象にしたものか明確な説明がございませんので、今後の動向を注視してまいりたいと考えます。

次に、3、学校給食について、給食食材の放射性物質の検査についてお答えします。

本庄上里学校給食センターでは、市場に流通している食材については、行政によるサンプリング検査や生産者、加工業者による自主検査が行われており、放射線量の検査結果を確認しています。給食センターにおける当日納品、当日検収のシステムでは、給食を喫食する前に独自に給食食材を検査することが困難と考えられますので、給食センターにおいて自主的な放射性物質の検査は実施していません。

こうしたことから、給食センターでは、検収時の産地確認と当該産地の自治体等における放射性物質の測定結果等の情報を確認することや、生産者や加工品等納入業者による自主的な放射線量検査を確認することなどで対応し、食材の安全を確保してまいりたいとのことであります。したがって、基本的には放射線検査で不検出の食材を使用する対応としております。

また、町長が沓澤議員の質問にも答弁いたしました。給食センターでは、給食の安全性を担保し保護者の方々にも安心していただくため、出来上がった給食を検査する給食丸ごと検査の実施に取り組んでいきたいとのことであります。

具体的な方法は現在検討していますが、定期的に検査を実施することで安全で安心な学校給食を提供していきたいと考えています。

なお、保護者に対する学校給食の安全性についての広報等につきましては、本庄上里学校給食センターのホームページに掲載しておりますし、毎月、学校を通じて全児童保護者へ配付している学校給食だよりに掲載してまいりたいとのことであります。

教育委員会としては、本庄上里学校給食センターと連携して、学校給食が安全・安心であるとの情報を保護者に対して積極的に伝え、少しでも保護者の不安を解消してまいりたいと考えております。

続いて、食物アレルギーの対応についての御質問でございますが、食物アレルギー対応給食につきましては、給食センターにおいて食物アレルギー対応委員会を設置し、食物アレルギー対応給食実施基準を策定して、その基準に基づき、平成22年10月からの試験的なアレルギー対応給食を経て、本年4月からすべての学校を対象に実施されております。

現在、アレルギー対応給食で実施しているアレルギー原因食品は、卵、乳及び乳製品であります。

実施状況ですが、4月より小学2年生から中学3年生までを対象として、小学生7名、中学生2名の計9名を対象に実施し、7月より新小学1年生2名に対しても実施しております。上

里町の対象者は小学生4名であります。

アレルギー対応給食の提供基準について、今後の対応としては、現在は除去食を提供していますが、代替食を提供していくことやアレルギー原因食品の種類を増やしていくこと等の方向を検討していきたいとのことです。何品目にするかについては、保護者からの要望の多さや給食センターの対応能力により決定するものと思います。

また、アレルギー対応給食の実施基準では、「過去にアナフィラキシーショック症状を発症したことがないこと。」としていますが、アナフィラキシーショック症状の発症経験者についても一定の要件のもとに対応していくことも、保護者や学校の意見を踏まえ検討していきたいとのことであります。

新小学1年生に対しましては、入学後、速やかに調査を行い、対象者に対しては推進していきたいとのことであります。

なお、改正等があれば、ホームページや学校給食だよりにより逐次広報に努めてまいりたいとのことであります。

最後に、4、読書活動の推進について、学校図書室の充実についてお答えします。

平成14年5月に行われた社団法人全国学校図書館協議会による調査によれば、児童・生徒の1カ月の平均読書冊数は、小学生が7.5冊、中学生が2.5冊となっています。また、1冊も読まなかった子どもたちの割合は、小学生9%、中学生33%となっています。読書量の減少や若者の活字離れについては、町内小・中学校でも同様であり、心配しているところでございます。

まず、質問の1つ目、学校図書館図書標準に示される町内小・中学校の蔵書数の達成率についてでございます。

これは、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として平成5年3月に定められたものです。議員御指摘のように、現在は平成19年度から平成23年度までの学校図書館5カ年計画により整備が進められており、地方財政措置が講じられています。上里町でも、従来の増加冊数分や廃棄される図書の更新に対応するため、各学校へ予算を配分し達成を目指しています。上里町では、平成22年度末において7校中5校が達成率100%を超えています。

次に、図書標準の達成に向けた今後の整備の計画についてです。

先ほど申したように、既に5校は図書標準を達成しています。上里町では、前述の地方財政措置による予算だけでなく、平成22年度には、埼玉県市町村地域子育て推進事業により中学校に2,621冊を、住民に光をそそぐ交付金（図書購入事業）により小学校に2,418冊、中学校に231冊を購入しました。計画的に図書を整備し、平成23年度末にはすべての小・中学校で達成できる予定でございます。今後も、財政当局の御理解、御協力をいただき整備・充実に努めてまいりたいと思います。

最後に、学校図書室の利用率をどのように上げていくかについてでございます。

学校の図書室は調べ学習に適しておりますし、本の好きな児童・生徒には心の居場所ともなる大切な場所でございます。しかし、放課後や休日の利用は難しいのが現状でございます。授業時数の増加により、学校図書室で本と触れ合う時間が減少してきているようでございますが、各学校ごとに朝読書の時間を設けたり貸し出しの強化月間を設けたりして、図書室の利用を推進しているようでございます。また、学校応援団によるブックトークや読み聞かせは学校で大変人気があり定着し、本に親しむ機会を増加させています。

今後も、各学校の創意工夫により学校の図書室が有効に利用できるよう学校を指導していくとともに、児童・生徒の希望する図書や心を育てる良書が購入できる予算を配分できるよう努力してまいります。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 町長、教育長におかれましては御丁寧な御答弁ありがとうございました。

確認も含めまして何点が再質問をさせていただきます。

まず初めに、1点目、災害情報の発信機能の充実についてのところでありますが、今回の震災では電話が使えなくて、上里町も東電さんの計画停電の時に大変に役場に問い合わせが集中して、一部混乱を来たしたというふうな現状があったわけですし、うちの町は地盤も比較的固くて、水害はともかくとしまして、地震に対しては余り大きな地震を感じないということで、そういった意味では危機意識といいますか防災意識が比較的薄いのではないかと、町民全体に関しましても低いのではないかと思っているわけです。

脅かすわけではございませんが、今後30年以内に今回の東北地震以上の大きな地震が東海とか東南海地方、関東エリアに関しても発生するということが予想されている中で、毎日、私の携帯にも震度2、震度3とかの地震が発生しましたというのをいただくわけですがけれども、そういった中でやはり想定外という言葉は、特に住民の命と財産を守る、安全を守るという安心・安全のまちづくりをしていく上には、備えあればということでもありますので、やはりしっかりと取り組んでいかなければいけないと思います。

今後、地域防災計画も見直していくわけでもありますけれども、お聞きしたところ、現状では上里町は姉妹都市とかを、近隣では長野とかいろいろなところの自治体と姉妹都市とか友好都市とかを結んでいるわけですがけれども、上里町は、検討したことはあったけれども、今まで一度も結んではいないということでありまして、先ほどの町長の答弁ですと今後は検討していた

だけるといふことでもありますので、私も質問した以上はといふことであるいろいろな方向からちょっと考えてみたんですけれども、いい知恵が浮かばなくて申しわけなかったんですけれども、真剣に検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1番、2番をひっくるめまして、遠隔地の自治体との姉妹都市、友好都市、ホームページの代理掲載も含めて一括で結構ですから、真剣に検討していただくといふことに対して町長に再度答弁をいただきたいと思ひます。まともらなくてすみません。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 中島議員の質問にお答ををさせていただきますと思ひます。

防災の意識が非常に上里町は薄いといふようなお話をいただいたわけでございますけれども、まさにそのとおりだと思ひます。昨日の質問でもお答ををさせていただいたところでございませぬけれども、これから防災マニュアルの作成をしていくわけでございますけれども、そういった際にもぜひ、上里町の住民の皆さんにも防災意識の高揚も含めて図っていききたいといふふうにおもっておりますのでございませぬ。

また、中島議員もちょっとおっしゃってございましたけれども、上里町も一時長野県の上郷町、「上郷町」と書いて「かみさとまち」と読んでおったそうでございますけれども、その町と姉妹提携を結ぼうじゃないかと、そんなお話を聞いてもございましたけれども、合併によりましてその上郷町が飯田市になってしまったといふことで断念せざるを得ないわけでございますけれども、ぜひ遠隔自治体と相互協定を締結できるような、姉妹都市を締結できればいいなと、そんなおもひもしておるわけでございます。ぜひ議員の皆さんにもそういった部分で、あそこの町と締結したらどうだといふようなお話をあつたら御提案をいただければありがたいなといふふうにおもっております、町を挙げて遠隔地との提携につきましても今後検討していききたいといふふうにおもっておりますのでございませぬ。

議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島です。ありがとうございます。検討のほどよろしくお願ひいたします。

1番のところではありますが、もう一つ、先ほども触れましたけれども、今回の震災でかなりの長い期間、電話が不通になりましたけれども、その代わりにインターネット回線がちょっと内陸部になりますと十分に機能を果たして、防災時の情報伝達手段としての有効性が証明されたわけでもあります。そういったことで、今後は災害時に住民の皆さんにアクセスしてもらおうサイトを、住民の皆さんに何処にアクセスすればわかりますよといふふうなことを周知徹底して

いくということが課題となっていくのかなと思います。

先日、某携帯会社の方から詳しい説明を勉強会で受けてきたので、特定区域内の携帯電話に緊急情報を一斉送信できるエリアメールの導入についてちょっと町長にお伺いしたいんですけども、事前のメールアドレスなどの登録手続も要らないし、通信料とか情報料とも無料で、自治体の配信のための初期費用も使用料も無料ということを知って来ました。

これは、今はそれを導入しているといいますか実際にそれを実施している携帯会社が、固有名詞は言えないのであれば仕方がないですけども、来年になるとさらに何社か増えて広く活用されるというふうなことでありまして、ヒアリングではちょっとお話しさせていただいたんですけども、防災行政無線が聞き取りにくい場所でも大変にこれは情報提供手段として有効でありますし、上里町もぜひこのエリアメールを導入していただきたいと思いますので、携帯電話会社が実施している費用のかからないこのメールサービスの導入についてのお考えについて、町長に再度御答弁をお願いします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） エリアメールにつきましては、現在、上里町では防災情報メール配信サービスを行っております。これは、事前に登録したアドレスに火災や災害などの情報が送信されるサービスですけども、832件の登録がございまして、最近ですと11月19日、金久保地内で起きた深夜の火災について配信をしておるところでございます。

緊急速報エリアメールにつきましては、7月6日に埼玉県危機管理防災センターで、NTTドコモによる自治体向けの説明会が行われておるわけでございます。このサービスは、本年7月1日から無償化されており非常に導入しやすい環境となっており、登録したドコモユーザーすべてにメールが届くという素晴らしいサービスでございます。

しかしながら、携帯電話ユーザーはドコモ1社だけではなく、ソフトバンクやKDDI、ウィルコム等がございまして、このサービスを導入した場合、携帯電話会社による格差が起こり、皆さんへの平等なサービスが行えなくなる恐れもあるわけでございます。来年、ソフトバンク、KDDIにおきましても同サービスに着手するというお話を伺っておりますので、その際に導入に向けて上里町も検討していきたいというふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島です。答弁ありがとうございました。

私は、その会社名を言っただけではいけないのかなと思ひまして、ちょっと苦慮していたわけですけども、町長から今御答弁いただいたとおり来年は拡大されるということで、費用もかから

ないということですので、ぜひともその点についての導入も積極的に検討していただきたいと思います。

2番目の学校施設の防災機能の向上について再質問をさせていただきます。

まず、学校を地域の防災拠点にすることについて、文科省のほうからその整備をしていきなさいというふうな提言もあったわけではありますが、先ほど備蓄品に関しては伺いまして、今後、とりあえず賞味期限、消費期限といいますが、使わないことが一番いいことですので、数量に関してもどのような算出をされて備蓄品の数を決めているのかというふうな、細かいことではありますが、もしもの時は、やはりそういった計算が必要ではないかというふうなことも考えるわけです。

それを用意する時に、やはり今回の震災でも前回の阪神・淡路の震災でも指摘されましたように、災害弱者と言われる方の視点であるとか女性の視点が欠けているということですので、今後、備蓄される際にはそういった視点等も取り入れていただきたいと思いますが、その点について御答弁をいただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 学校の防災倉庫に今貯蔵してある物品については、今回の大震災に当たっているいろいろと用意したほうがいいということ为先ほど私も一部、幼児のミルクをはじめとするさまざまな用品が必要であるというようなお話をさせていただいたわけでございます。例えば下着類だとか女性が必要とする衣類だとかそういうものを今後検討してみたいと思いますが、とりあえずは生命に関わるものを何としても備蓄しておこうという考えのもとにやらせていただいておりますけれども、一朝有事の際にはそういうものも必要なんだと、そういうことも痛感しておるわけでございますので、それらについても今後検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島です。よろしくお願いたします。

先ほど教育長から御答弁いただきましたけれども、今回も大きな課題として残されたのが子どもたちの保護者への引き渡しですよね。やはりそれが一番大事な部分で、最悪、お迎えに来られない場合は学校でお預かりするというふうなことになるわけです。そういった時にも、この備蓄品の整備の種類といいますが数といいますが、細かいことですけれども、やはり万が一、各学校で親御さんが来ない場合はここで子どもたちが一夜を過ごすんだという時の最低限の、一夜というか、何日かわかりませんが、もしもの災害時のことですから、そういった時

の必要最小限度の備品でありますとか、今後見直すときにそういった細々としたことがたくさん出てくると思います。

ですので、この地域防災計画の見直しの際には、私はぜひとも委員の中に女性を入れていただきたい。過日、担当課に現実でのそういった調査をお伺いしたところ、一人もいなかったわけですし、今後、そういった地域防災計画見直しをする際の検討委員会というんでしょうか、その委員会を立ち上げる際にはぜひとも女性を入れていただきたいと思いますが、その点について再度御答弁をいただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 地域防災計画策定の委員の中に女性が一人もいなかったというお話は、私も本当に勉強不足でわからなかったわけでございますけれども、やはり女性の視点から見た防災というものも考えていかななくてはいけないなど、そういうふうに思っておるところでございますので、今後は、防災計画の見直しの際にその審議委員として女性の皆さんも入れていきたいというふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島です。ぜひともよろしく願いいたします。

2番の学校施設の防災機能向上についての項目で最後になりますけれども、学校と限定はしていないんですけれども、実は9月の読売新聞の報道に、9月議会が終わった後だったか議会中だったのでしょうか、県の調査が新聞で発表された耐震の件なんですけれども、県によると、市町村の災害対策本部が設置される施設で耐震基準を満たしていたのは、昨年10月現在で36市町村、補強が必要だったのが20市町、耐震診断中が1市、7市町は耐震診断すら行っていなかった。また、本庁舎だけでなく、避難所となる学校や公民館などの公共施設の耐震化も進んでいない、今年3月末現在の県の調査で耐震化率が50%未満だったのは、ときがわ町の38.5%、上里町42.9%、八潮市46.7%。上里町は、耐震改修促進法に基づく改修促進計画の策定を行っていない県内5市町村の一つ。これは新聞なんですけれども、「計画が策定されていると公共施設の耐震診断や改修の際に国の補助を受けられるメリットがあるが、地震の被害が少なかった同町では、計画策定のために多額の調査費をかけることに消極的だった。しかし、大震災を機に方針が変わり、来年度に策定することになった」ということで読売新聞にあったわけです。

これは意見ですので、答弁はいいですけれども、学校が防災地域の中心拠点になる、また同じく公民館も避難所として現実に指定されているわけですし、学校の中でも体育館、実際に今回の震災で映像などがありました、体育館が避難所になっていましたけれども、その天井が

どうなのかなとか、雨漏りとか、寝た時に上から天井のいろいろなものが落ちてこないかなとか、そういったことなんかもありましたので、ぜひとも来年、上里町は策定するというふうに新聞でちょっとあったものですから、実施していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

学校給食のところでは、先ほど同僚議員の沓澤議員の質問にも教育長に御答弁いただきましたが、1点、再質問をいたします。

学校給食だよりでしていただいていると教育長から御答弁いただいたんですけども、町のホームページでは、見たいといった場合は学校給食のほうのホームページにリンクすれば見られるわけですけども、上里町の子どもたちに給食を提供しているわけなので、学校給食だよりをいただいているお母様は学校給食だよりを見ているわけですけども、そうではない町民の方が上里町の子どもたちはどうなっているんだと思って見る場合に、そんなに詳しくなくてもいいですから、町のホームページに何らかの形で安全ですよというふうな公表の検討はいかがか、その点だけお尋ねいたします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 学校給食だよりで細かいことは載せておるわけでございますけれども、今後、町のホームページにその辺のところも載せていけるかどうか、ちょっと相談させていただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島です。ちゃんと実施されているかどうか、安全であるかどうか、細かい項目ではなくて、そういった大まかなことでもよろしいので、ぜひとも真剣に御相談していただいて、実施に向けて御努力いただきたいと思います。

最後に、子どもの読書運動の推進についてであります。まず学校図書の実点の点でありますけれども、子どもが学校図書室を利用できる時間が現実的に限られておりますし、図書館の司書教諭も、各学校にいらっしゃるけれども実際は本来の仕事に専任できなくて、担任を持っていたり、他の業務がたくさんありまして、本来の技術といいますかそういったものを十分に発揮できない、残念な現状に今学校は置かれているということをちょっと伺ったんです。

本の好きな子を育てるということは大事なことですけれども、今、学校応援団の方においでいただいたりとか、朝読書とか読み聞かせとか、さまざまな形で学校も子どもたちの読書推進について御努力していただいていることに感謝しておりますし、本当にありがたいと思っています。

ただ、時間が限られているという中で、実際は町立図書館からまとめて本を借りてきて子どもたちに提供したりということをしているわけで、私は本が子どもたちに十分行き渡っていないのかなと心配していたんですけれども、先ほどの教育長の答弁ですと、7校中5校は100%達成していますと、来年度はもう100%いきますというふうな御答弁をいただいて、冊数に関しましては大変に安心しているわけであります。

しつこいようですけれども、内容に関しましても、ぜひとも予算をつけていただく時に、選定基準というのがあって買っているのか、それとも担任の先生の要望とか子どもたちのリクエストなども反映されているのかどうか、細かいことですが、その1点を教育長にお聞きいたします。よろしくをお願いします。

議長（伊藤 裕君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 蔵書の内容面でございますが、今読みたい本とか必要な本、そういうもので子どもたちに各教室でアンケートをとったり、図書室にリクエストボックスというんですかそんなものを置いたりしてそういうものに基づいたり、あるいは、先ほどありました学校応援団の保護者の方々が毎日のように図書室へ来ているいる整備をしていただいたりなんかしていますが、そういうお母さん方の意見も聞いたり、そういうことで本を選んで購入しておりますので、今新しく購入している本は大変魅力のある本ばかりでございます。また、こんな本が入りましたという展示も入り口等にしてありまして、子どもたちの興味をそそっております。

議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島です。教育長の御答弁をいただきまして大変安心いたしました。ありがたいことですので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

最後の質問であります。町立図書館の整備・充実につきまして、外観は素晴らしく、近隣市町からも県外からも多く利用されていて、上里町民としては大変誇らしい思いでいるわけです。

先ほども触れました、当初計画の中に入っていた閉架書庫の件ですが、私も何年前に、また文教厚生委員の時にも見させていただいたり、また今回の決算報告の中でも指摘されておりましたけれども、もう20年近くなって本の容量も増えてきて置く場所もないから仕方なく、大事なデータ、資料でとっておきたいけれども、もう優先順位で場所がないから仕方なく、破棄せざるを得ないという状況もあるということも伺ってまいりました。

あそこにもう計画があるわけですし、実際にエレベーターというんでしょうか、本を2階に

上げるそういった設備もあるわけですし、今は点検のための休止というんでしょうか、点検だけというんでしょうか、されているということでしたけれども、確かに財政が厳しいのは私も認識しておりますが、お金はやはりつくって使うものでありますので、本当に町づくりは人づくりというふうな教育尊重の町宣言をしている上里町に、町立図書館は情報センターとか、また読書運動にしましても上里町の人を育てるという意味での大事な、そういった部分で拠点の一つでもありますので、計画的に積極的な整備を進めていただきたいと思いますというわけです。

その計画的な閉架書庫の整備についてどのように今進められているのか、また検討委員会がもう設置するということまで来ているのか、まだ漠然と整備するということだけなのか、うまく言葉がまとまりませんが、その辺について町長に再度お聞きします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話し申し上げましたけれども、2階部分の増設について、一部閉架書庫に納まらないで事務室の書架等に置いている現状であることは今ご指摘のとおりでございますけれども、いろいろと検討を内部で進めております。今後、どういうふうにしたら最少の経費で最大の効果が上げられるかということを検討中でございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 以上で中島の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤 裕君） 6番中島美晴議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時30分とします。

午前11時48分休憩

午後1時30分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（伊藤 裕君） 一般質問を続行いたします。

5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 議席番号5番納谷克俊です。

通告に基づき一般質問を行います。

今回の一般質問は、先の9月定例会に通告していた内容とほぼ重複しておるんですけれども、

9月定例会におきましては直前での取り下げということで、関係各位には大変御迷惑をおかけしたことをこの場をもってお詫びいたします。

今回の私の一般質問は、雨水排水対策について、上里サービスエリア周辺地区整備事業について、子どもの虫歯予防について、都市計画道路古新田四ッ谷線についての4点であります。

以下、順に伺ってまいりますので、よろしくお願いたします。

初めに、項目1番の雨水排水対策についてお伺いたします。

8月31日から9月1日にかけての台風12号を原因とする断続的な降雨は、総雨量約400mmという記録的な大雨となり、上里町内においても河川の氾濫や床上・床下浸水、農作物などに多大な被害が発生をいたしました。

そこで、雨水排水対策についてお伺いたします。

昨日の同僚議員の質問にもありましたとおり、都市計画道路三田久保原線と三田中通り線の交差点付近にある八栄工業株式会社、東亜商事株式会社、埼玉信用組合上里支店をはじめとする付近一帯では、道路より流れ込んだ雨水により床上浸水や工作機械が冠水して多額な被害が発生いたしました。また、通学路が冠水して、付近の小学生は登校できないという状態でありました。

今回の総雨量はカスリーン台風以来とのことであり、想定外の範囲外だったかもしれませんが、この付近一帯は、夏場の夕立、近年頻発しておりますゲリラ豪雨のたびに同様の危険にさらされております。その主な原因としては、排水路上流部の開発による雨水の地下浸透の減少や雨水排水の流量増加であると考えられます。一時的ではありますが、今年だけでも5回は道路側溝から排水が溢れ出し道路が冠水しております。付近の企業ではそのたびに土のう袋を積むなどの対応をしております。また、自衛策として排水ポンプを設置するなどの対応をしているところでもあります。

このような状況を根本的に解決するには、三田久保原線に新たに窪川まで通じる大断面の側溝ないし暗渠を布設する必要があることは明白であります。しかしながら、財政状況などを勘案すると直ちに実施することは困難であると思われれます。

そこで、応急処置として考えられるのは道路北側の既存側溝の改修であります。三田久保原線北側の側溝は、セブンイレブン前から埼玉信用組合西側までの間の断面が、それより西側から比べると大幅に小さくなっております。この間、約150m前後でしょうか、ここを改修するだけでも雨水排水の被害が大幅に軽減されることが予想されますが、改修を行う計画はあるのでしょうか。また、計画があるとしたらいつ頃行われるのでしょうか。

続いて、下水道事業を含めた全体計画の検討について伺います。

三軒・三田地区における雨水排水対策を考える上で下水道事業は重要であります。この件の

関連として、22年6月定例会において上里町生活排水処理基本計画についてという項目で一般質問を行いました。この中で町長は、下水道第2期整備区域93haの次の整備予定区域として、駅南土地区画整理事業地域及び三軒・三田区域の事業認可を平成26年度中に県知事に申請するとともに、都市計画道路古新田四ッ谷線と県道上里鬼石線の交差点付近までの上里幹線の延伸を県にお願いするとの答弁をされました。

ただ、再質問における答弁の中で、駅南地区または三軒・三田地区、これら地元の要望等を聞いて優先順位をつける旨の発言をされておりますが、双方同時に申請、事業実施することを望みますが、町長はいかがお考えでしょうか。

続いて、要望書等の取り扱いについてお伺いいたします。

上里東小学校地区、特に県道上里鬼石線より東側の地域については、1980年代以降に急速に宅地化が進み、インフラ整備も遅れ気味の感があります。特に雨水や汚水、生活雑排水については、地形的な条件もあり複数の箇所でも問題を抱えております。そのために地域住民の方々より要望書等が町に対して提出されていると思いますが、排水関連の要望はどのくらいあるのでしょうか。

住宅が密集している地域においては利害関係者の方も多く、事業実施においては比較的費用対効果も大きいと思われませんが、これらの優先順位の決定についてはどのような基準があるのでしょうか。

次に、項目2番の上里サービスエリア周辺地区整備事業について伺います。

スマートインターチェンジの進捗状況については、2月25日に地区協議会が行われた後に連結許可申請書を作成し、現在、連結許可申請受付け再開を待っている状況ではないかと思えます。

スマートインターチェンジの整備は、高速道路利便増進事業の中核としてスタートいたしました。しかしながら、政権交代の影響もあり、昨年はスマートインターの連結許可申請は行われませんでした。今年に入ってようやく1月24日に受付けが再開され、全国で8カ所の申請が受理されて、3月1日に連結許可がおりたところであります。

そのような中、東日本大震災が発生し、災害の復旧・復興を盛り込んだ国の補正予算の財源として高速道路利便増進事業が一部流用されたことなどから、新たな連結許可申請の受付けの開始が遅れているのではないかと考えられます。

そこでお伺いいたしますが、スマートインターチェンジ設置へ向けての進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

次に、企業誘致の見込みについてお伺いいたします。

去る11月21日に、サービスエリア周辺地区整備事業用地について農地転用許可申請を行い、

またリバーサイドロードについても、スマートインター設置部分を除いて藤木戸勝場線までが今年度中に完成する見込みということで、ようやく事業が軌道に乗ってきたところだと思います。

昨日の同僚議員の質問に対し、21年9月に制定した上里町企業誘致条例を活用して、全庁挙げて企業誘致に取り組むとの答弁がありましたが、具体的にどのような活動が行われているのでしょうか。また、誘致の見込みはあるのでしょうか。

続いて、項目3番の子どもの虫歯予防について伺います。

虫歯予防のポイントは、糖質コントロール、糖分対策です。2つ目が、プラークコントロール、虫歯菌対策であります。そして3つ目が、歯の質を強くする、フッ素、歯質対策。この大きく3つに分類をされます。これらをバランスよく行うことが大変効果的です。

この中の1つ、歯質対策とはフッ化物洗口のことであり、年齢に応じて0.05%から0.2%フッ化ナトリウム溶液を口に含み、1分間ブクブクとうがいするというものであります。この歯質対策では大きな成果を上げている自治体があります。新潟県西蒲原郡弥彦村であります。

1970年、昭和45年から洗口を開始し、1989年、平成元年であります。この年より4歳児からフッ化物洗口を行った結果、平成20年度における市町村別12歳児1人平均の虫歯本数が全国平均1.54本であるのに対し、弥彦村では0.18本でした。弥彦小学校における平均虫歯本数の年度比較においても、洗口を開始した1970年と、4歳から洗口を経験した児童が小学校6学年に達した1996年を比較すると、各学年において大幅に下回る結果となっております。

洗口の具体的な内容は、幼稚園、保育所では週2回、市販の薬剤「ミラノール」を使用し、1人当たり年間費用が300円から400円ほどになります。小・中学校においてはフッ化ナトリウムを使用し週1回行うこととし、こちらは1人当たり年間20円程度となります。

必要器材としては、活栓付きポリタンク、ディスペンサー付きボトル、砂時計などが必要となります。これらの器材については歯科医師会から無償で配付されます。薬剤費についても、初年度は無償、2年目は3分の2、3年目は3分の1補助、4年目以降は全額町負担となります。

薬剤の取り扱いに関しては、学校の養護教諭がフッ化ナトリウムをその使用方法に従い溶解・希釈する行為は、薬事法及び薬剤師法に抵触するものではないとされております。

安全面においても、万が一誤って飲み込んでしまっても、体重30kgの児童で6人以上を一度に飲み込まない限り安全とされております。

以上のように、安価で安全、効果の大きいフッ化物洗口でありますので、上里町においても幼稚園、保育所、小学校での事業実施を考えていくべきであると思われませんが、いかがお考えでしょうか。町長並びに教育長の御見解をお伺いいたします。

最後に、項目4番、都市計画道路古新田四ッ谷線について伺います。

昨日の行政報告にもありましたとおり、古新田四ッ谷線は雨水管渠の工事が完了し、道路の築造工事が進んでいるところであります。平成25年度全線開通見込みとのことでしたが、事業着手当時よりも完成・全線開通見込みが、交付金の交付決定額により度々ずれ込んできたと記憶しております。現在の全線開通見込みが再度遅れるようなことは考えられないのでしょうか。

続いて、歩道部分の舗装についてお伺いいたします。

古新田四ッ谷線については、上里東小学校、上里中学校の多くの児童・生徒が通学路として利用しております。そこで、歩道部分の舗装を先行して通学路として利用しやすくすることを提案いたします。

表層工の発注については、私の22年6月定例会の質問に対して、「路盤工の工区にとらわれることなく、今後の発注計画において検討する」との答弁をいただいておりますので、町長の見解を伺います。

以上で最初の質問を終わります。

議長（伊藤 裕君） 5番納谷克俊議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 納谷議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、雨水排水対策について、の都市計画道路三田久保原線における排水路の確保についての御質問でございます。

ご指摘いただきました都市計画道路三田久保原線は、昭和49年に都市計画道路に指定された計画幅員12mの一級路線であります。この道路の排水につきましては、かつて三田地内の開発を行った業者が窪川に至るまでの区間を整備いたしまして、この排水路が主要な排水となっておったところでございます。

開発当初は、三田地内では住宅開発はまばらでありましたが、その後のバブル景気をきっかけに林や畑が宅地開発され、現在では1,000世帯以上の住宅街となり、三田地域からの雨水排水量が激増しておるわけでございます。

この間、三田久保原線につきましては、歩道は設置されていないものの車道幅員が十分にあること、そして路側部分も十分確保されていることから、他の都市計画道路を優先的に推進してきたため、三田久保原線の道路改修は行わず、住宅開発で整備された排水で対応しておるところでございます。

三田地域での都市計画道路につきましては、現在、古新田四ッ谷線の早期完成に向け事業を

推進しておるところでございますが、この都市計画道路沿線付近の雨水は、道路に新設される雨水管渠に排水される計画になっております。先月、この古新田四ッ谷線排水管布設が完了したところでございますが、この雨水排水施設が供用開始されますと、三田久保原線への雨水排水量がある程度軽減されるものと想定しておるところでございます。

しかしながら、三田中通り線と三田久保原線の接続付近の上流域からの排水量は、9月の台風12号でも明らかなように排水流量が非常に多く、一部区間で工場等に冠水被害が発生しております。そこで、三田地域の抜本的な改善は早急には困難であります。冠水被害の区間につきまして、冠水が軽減できるよう現在改善策を検討しており、その実施に向けて進んでいるところでございます。

次に、御質問の下水道事業を含めた全体計画の検討についてお答えさせていただきたいと思っております。

都市計画道路三田久保原線における排水路の確保については、雨水対策の抜本的な改善を早急に実施することは困難であります旨を先ほど答弁させていただいたところでございます。

雨水による被害の抜本的な軽減には、浸水防除としての公共下水道事業による雨水排水管渠の整備が不可欠でございます。現在、雨水対策区域につきましては計画面積1,010haを都市計画決定いたしておりますが、整備に当たりましては、国や県などの関係機関との調整に時間を要することに加えまして、多額の建設費が必要となります。

しかしながら、町の財政状況は、長引く景気低迷による税収減や高齢化の進展に伴う福祉や医療関係経費の増大などにより厳しい状況にあります。

そこでまず、財政的な負担が少なく、短期で実施可能な雨水対策を計画的・重点的に進めてまいりたいと思っております。実施に当たりましては、浸水の頻発しております箇所を調査し、特に甚大な被害が発生した箇所から順次、通水能力を高める効果的な整備手法を検討し、早期に着手してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

また、中長期的には、公共下水道事業による雨水管渠の整備も必要となることから、汚水管渠整備の進捗状況を踏まえながら、優先的に整備する区域の抽出など、事業着手に向けた検討を行ってまいりたいと思っております。

今後とも、県と連携し、町民の皆様の御理解と御協力を得ながら、安心して安全な町づくりを推進してまいりたいと考えておるところでございます。

また、上里町の生活排水処理計画の中で神保原駅南土地区画整理事業区を優先するが、三軒・三田地域の土地区画整理事業の周辺地区において全体計画の中で接続同意など強い要望があった場合は計画の見直しを行う旨、掲載しておりますけれども、今日までのいろいろな状況を勘案し次期認可区域を今後検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、 の要望書の取り扱いについての御質問でございます。

道路整備や排水対策に関し、町に対する要望書は毎年数件いただいておりますが、本年度につきましては、現在のところ9件ほど提出をいただき、このうち雨水排水対策につきましては3件ほどでございます。

雨水対策に関する要望書は、御承知のとおり、先般の台風12号のまれに見る集中豪雨により町内各所で発生した被害に対する改善要望でございました。これらの要望には、その抜本的な対策に河川までの大規模な改修を必要とするものや、中規模な側溝改修を要するものがございました。大規模な改修となりますと、時間と経費の面で早急なる対応は困難な場合もございます。また、以前より要望を受けている箇所も各地区で数多くございますので、要望をいただいたからと即座に対応する場合と難しい場合とがあるわけでございます。

しかしながら、被害が深刻な場合で抜本的な改善策が難しい場合は、ある程度被害を軽減させるよう、可能な範囲内で対応させていただきたいと思っております。

今後とも、町民の皆様の御要望は真摯に受けとめながら、可能な限り迅速に対応してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2番の上里サービスエリア周辺地区整備事業について、 のスマートインターチェンジの進捗状況についての御質問でございます。

スマートインターチェンジの推進につきましては、今年2月25日に（仮称）上里スマートインターチェンジ地区協議会の開催を経て、連結協議に必要となる実施計画書の策定を行ったところでございます。

今年1月に国土交通省の連結申請受付が再開され、3月に同申請の連結許可が行われたことから、本町も年度内申請に備えておりました。しかし、3月11日に発生いたしました東日本大震災以降今日までの間、連結申請の受付が行われておらないわけでございます。

この大震災以降、政府では震災復興のためにこれまでに第1次から第3次にわたる補正予算を編成いたしました。その財源の確保に当たって、スマートインターチェンジ整備の財源となっております利便増進事業も検討の対象となったことから、今後の取り扱いが不透明な状況となっておったようでございますが、第3次補正予算によって財源問題も一定の目処がついたものと考えておるところでございます。

さて、今年5月13日に、国交省関東地方整備局主催のスマートインターチェンジ相談会に出席し、今後の対応について助言を求めたところ、いつ申請が再開されても対応できるような準備を適時しっかりと判断してほしいとのことでもございました。

このため本町では、実施計画書の策定が平成22年度でありますことから、いつ連結申請が再開された場合でも支障のないよう、実施計画書の時点修正作業を、国土交通省大宮国道事務所

をはじめ関係機関と連絡調整を行いながら実施をいたしておるところでございます。

一方、震災後の高速道路のあり方について、国土交通省が今年3月に設置いたしました高速道路のあり方検討有識者委員会が精力的に開催され、災害時における高速ネットワークやインターチェンジの重要性が論議されており、年内にも中間報告がまとまるのではないかと期待をしておるところでございます。

スマートインターチェンジ設置は、本町にとって長年の悲願であり、これからの地域振興にとって欠くことのできない重要課題であるわけでございます。引き続き埼玉県とも連携しながら、一刻も早い連結申請ができるよう、地元選出の代議士や県議のお力添えもいただきながら、切なる地元の声を国に届けるため、本定例会が終了後、お隣の寄居パーキングエリアスマートインターチェンジの関係市町と一緒に、民主党や国土交通省への要望活動を実施してまいりたいと、このように考えております。

引き続き、一日も早い連結許可申請が出るよう最大限の努力を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、企業誘致の見込みについての御質問に答弁をさせていただきます。

上里サービスエリア周辺地区整備事業については、昨年度、関東農政局との農林調整が完了し、農用地から除外手続も完了したところでございます。

事業主体であります上里土地開発公社が本事業の土地造成工事基本設計を実施いたしまして、去る11月21日に農地転用許可申請を申請窓口であります県農業政策課へ提出をいたしたところでございます。また、開発許可申請手続も、町開発協議会における協議が調い、今月中にも埼玉県に提出したいと考えております。

これらの申請手続が終了し、それぞれ許可が得られますと産業団地をはじめとする土地造成工事に着手ができることとなります。

これまでの上里サービスエリア周辺地区への企業誘致活動では、分譲時期など具体的な条件が示せないことからPR活動や情報提供となっておりましたが、今年度は、企業ニーズを把握するため、6月下旬に上里町をはじめ周辺地区に、企業の中から製造業で従業員40名以上の企業、約360社を対象に企業立地アンケート調査を実施したところでございます。この調査によって数社から立地希望がある旨の回答が得られ、十分立地ニーズがあることを把握できたものと考えております。

事業進捗によって、これからが企業誘致活動の本番を迎えるわけでございますので、分譲募集手続とあわせ、アンケート結果に基づく立地希望企業への個別訪問をはじめとする企業誘致活動を事業担当課と企業誘致担当課が連携しながら積極的に実施してまいりたいと、このように考えております。

また、埼玉県産業労働部に対しましても、上里サービスエリア周辺地区への企業誘致について、さらなる支援について協力要請を行ってまいりたいと考えております。

厳しい経済状況の中ではございますけれども、企業の立地ニーズはありますので、地域経済の振興や雇用確保を図るため、一日も早く具体的な成果が上げられるよう、全力で企業誘致に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、子どもの虫歯予防について、幼稚園、保育所、小・中学校においてフッ化物洗口事業を実施することについての質問でございます。

このフッ化物洗口事業は、埼玉県の「すこやか彩の国21プラン」の8020運動推進特別事業の一環として、埼玉県歯科医師会に委託して行っておる事業です。従来のフッ化物歯面塗布に加え、より効果的なフッ化物洗口の普及を図ることは、保育所・幼稚園や小学校で実施すると継続性も高く、口腔保健の向上に大きく寄与できると考えております。

フッ化物洗口は、幼稚園・保育所などの施設や小・中学校などで歯科保健活動の一環として継続実施する虫歯の予防法で、フッ化物洗口溶液で一定時間（通常1分間）ブクブクうがいをする方法であります。

実施状況ですが、県内の幼稚園・保育所などの施設等で54園、小・中学校で40校、児玉郡市内では、神川町では今年度からすべての幼稚園・保育所、小・中学校で実施しております。

御質問のフッ化物洗口を実施するためには、本人あるいは保護者に対して具体的な方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う必要があります。薬剤管理は、歯科医師あるいは薬剤師等が薬剤の処方、調剤、計量を行い、施設・学校において厳重に保管・管理しなければならないわけでございます。その他、器材の準備や子どもたちに対し事前に水での練習、飲み込まずに吐き出させることが可能になってから事業の開始となるわけでございます。

申し述べましたように、本人や保護者をはじめ、この事業に係る幼稚園・保育所、小・中学校を所管する担当課、施設・学校の長及び保健等担当者、歯科医、学校医、薬剤師などがフッ化物洗口の意識を共有することが事業実施に向けての不可欠な要素であると考えております。現在、この事業は神川町が実施しておりますので、事業導入の経緯、取り組み状況等を調査いたしたいと考えております。

学校におけるフッ化物洗口につきましては教育長から答弁をいたします。

次に、都市計画道路古新田四ッ谷線について、事業の進捗状況についての御質問をいただいたわけでございます。

古新田四ッ谷線は、平成17年度に事業着手し、昨年度より道路工事を行っておるところでございます。この道路が開通いたしますと、県道本庄藤岡線から人口密集地である三田地域を横

断し、県道上里鬼石線へのアクセスがスムーズになり、歩道整備による住宅街での児童や高齢者の安全性が確保され、三田地域での生活環境の飛躍的な改善が見込められると思われま。さらに、本庄市方面への通勤・通学者の利便性の向上や商工業への経済効果が期待されることから、平成25年度の供用開始を目指し事業を推進しておるところでございます。

道路本体工事は、昨年に420mほど整備いたしました。本年度は150m発注し、現在工事を行っておるところでございます。昨年、道路工事とあわせて行った雨水管渠工事は雨水管単独で発注し、先月完成いたしましたところでございます。

なお、進捗率であります。工事金額ベースでは52.6%となっております。また、用地買収につきましては、未買収用地が2件ほど残っております。今後とも本事業の目的を御理解いただき、御協力をいただくよう粘り強く交渉を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、歩道部分の舗装を先行して通学路として利用しやすくすることについての御質問でございます。

歩道部分の先行舗装につきましての質問でございますけれども、アスファルト舗装にしましては、現在、車道部分については基層まで施行しておりますが、表層につきましては、ある程度道路工事が完成した後に一度に表層工事を行い、施行経費の削減を考えておるところでございます。歩道部分の舗装工事に関しましても、なるべく多くの面積を一度に施行し、経費の削減を基本的に考えておるところでございますが、交通安全対策の面から工事進捗状況を考慮しながら検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 納谷克俊議員御質問の子どもの虫歯予防について、幼稚園、保育所、小・中学校においてフッ化物洗口事業を実施することについてお答えします。

過日、私の手元に、「障がい児の健口づくりミーティング開催について」の通知がございました。主催が埼玉県及び埼玉県歯科医師会で、10月中旬から12月中旬まで県内3会場において、「フッ化物応用による健口づくり」に関する研修会を行うというものでございます。その趣旨として、「治療重視から予防重視へ」とのことが記されておりました。

納谷議員御質問のフッ化物洗口事業とは、そうしたお考えに基づく御提案と受けとめさせていただきました。県下の小・中学校でも早いところでは10年ほど前から実施しており、近隣では神川町が今年の4月から保育所・幼稚園、小・中学校において実施に踏み切ったと伺ってお

ります。

その様子を伺いますと、前年度から児童・生徒の保護者や学校職員等に趣旨や方法を説明し、全児童・生徒の保護者に参加希望の有無を文書で確認したようです。インターネット等にも掲載されていますように、相当程度の効果はあると言われております反面、中毒症状への不安もあることから、何人かの保護者からは不参加の申し出があったとのことでした。ただ、ほとんどの人が行っているのにその子だけが行わないことで、いじめなどにつながるのではという心配から、水と一緒にうがいをしているとのことでした。

また、フッ素は医薬部外の試薬ですので、保健室のカギのかかる戸棚に管理し、養護教諭は定められた濃度の水溶液をつくり、クラス用のスプーンボトルに小分けしたり、事後の補充を任せ、担任は、子どもたちが飲み込んだりしないかや正しく行っているか等に気を配らなければならないということもあるようです。

歯科医師会によっては、推奨する側とそうでない側とがあり、国内でも推進している県と静観している県とがあるようです。

費用の面では、推進してくれる歯科医師会からの援助により無料で行っているところや、薬代だけ負担すればよいところもあるようです。

こうしたことから考えまして、私としては、もうしばらく様子を見て、小・中学校において実施に踏み切るかどうかを判断したいと考えております。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどの納谷議員の御質問に対して改善策の答弁漏れがございましたので、ちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

三田久保原線の現在でありますけれども、側溝の脇にもう一本、縦断で排水側溝を布設する方法、もしくは現在の側溝を大きな断面に布設替えを行って、排水処理能力を高めることで冠水被害を軽減させる方法、ただいまそれらを設計しておりまして、今月中には発注できるように計画をしておるわけでございます。

議長（伊藤 裕君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） ありがとうございます。

その部分を最初に質問しようと思っていたんですけれども、恐らく私の質問だったら、セブンイレブン前から信用組合さん西側までの断面が小さい部分かなと思うんですけれども、ぜひとも、技術的にどういう形になるかわかりませんが、今月発注していただけないという

ことなので、早期の完成を望むところであります。よろしくお願いいたします。

とはいえ、抜本的に改善するには、それでは恐らく呑みきれないと思うんですね。今現状では、そもそも県道上里鬼石線より東側については、流域的には元小山川の流域にもかかわらず、自治体の境があるということで、無理やりという言い方はないんですけども、勾配に逆らって逆に窪川に流している部分があると思うんですね。

そのような状況の中で一つできないのかなと思うのが、本庄市側、ちょうど地形どおりの形に流すような形、本庄市の協力ができないのかということだとか、もう一本南側に排水路を入れていくということなんですけれども、前者の場合は当然これは本庄市との協議があるわけで、本庄市側も蛭子塚通り線の下にはボックスカルバートが入っているというお話ですが、以前、本庄市から上里町分もはわせておき、大断面のものを入れたらどうかというお話のときに、上里町側で財政面の都合で断ったというようなお話も聞いております。そのような経緯からすると、まずそちらにつながさせていただくのは難しいと思いますので、後者の方法、三田久保原線南側に大断面の側溝ないし暗渠で窪川まで持っていかなければならないのかなと思っております。

しかしながら、時間とお金の問題はクリアできたとしても、それをやることによって今度は窪川ないし下流の御陣場川等の氾濫の問題もあると思いますので、簡単にはできないでしょうけれども、御陣場川、窪川の改修については、一級河川ということで管理が県土整備事務所ですか、昨日の同僚議員の質問にもありましたとおり、そちらに要望をしていくということなので、それが実際に実現できるのにも時間がかかると思います。であれば、今からその応急処置とあわせて抜本的な改善策、もう一本排水路を抜くということも検討していただき、予算等の工面も今からしていただくべきなのかなと思っております。

といいますのも、話が長くなってしまいうんですが、先ほど町長から古新田四ッ谷線の雨水管ができることによって三田久保原線のほうの排水の流量が減るだろうと、軽減されるだろうというお話がありましたが、逆に私が心配しているのは、古新田四ッ谷線が開通することによって、その付近、それより以北の三軒地区になりますか、開発が逆に進んでしまうと、古新田四ッ谷線より北側の部分はその排水管でほぼ拾えない状況だと思うんですね。あそこに入れた雨水管というのは、それより南の部分、京塚・三田の地区の排水は拾えても、それより北の部分は道路に面している部分しか拾えないということで、今後開発が進んでいくと、せっかく入れても一度減ってもまた元通りになってしまうと。

そうすると、間もなくまた三田久保原線が同じ状況になるということが予想されますので、抜本的な改善策として御陣場川並びに窪川の改修を県土整備事務所に要望するのとともに、三田久保原線のもう一本の大断面の側溝ないし暗渠排水の計画をしていただくことを望みますけ

れども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今回の雨量は御存じのとおり400mmということで、本当に集中的に降られた豪雨でございまして、これが何年に何度あるかわかりませんが、それはなくても、それに順ずる対応はしていかななくてはならないというふうに思っておるところでございます。

ただ、抜本的な改善におきましては、何としても経費もかかるし本庄市の了解もいただかなくてはならないと、そういう部分もあるわけでございますので、それはそれとして、とにかく明日からのためにということで、いずれにしましても久保原線に1本、今ある側溝のところへ入れて対応していきたいというふうに思っております。

確かに、将来を考えれば、古新田四ッ谷線の南部の水に対してはそこで対応がある程度はできると思いますが、それ以北の三軒地区だとか京塚地区、そういうところの抜本的な解決にはならないわけでございますけれども、それに対しましては、これからも本庄市とも協議をしながら、抜本的な改善策をこの工事とあわせてやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） ありがとうございます。

今回の台風12号に関連する雨の話ばかりになってしまいましたけれども、先ほど最初の質問でも申し上げましたとおり、今年だけで5回溢れています。雷雨が来るたびにあっという間に、わずか30分ぐらいで引いてはしまわんですが、毎回です。私の自宅の前も実は長靴を履いても水が靴の中に入れてきてしまうんじゃないかというぐらい、三田久保原線の部分はオーバーレイで何回も上げてしまっていますので高いんですね。なので、それより南の部分の三軒の排水路から全部雨水が道路に流れてきて、長靴を履いても自宅から出られないような状況が年に四、五回、今年は5回ありますので、今回の台風が特別というわけではなく、三田・三軒地区は毎回この排水問題で悩まされています。

この次の問題にも続いていくんですけれども、そういうことによってこの上里東小学校地区、特に古新田、三田、三軒、京塚については排水関係の要望が多いのではないかと思います。

そこで、先ほど優先順位のつけ方についての質問をさせてもらって答弁はいただいたんですが、今年3本排水路に関して要望があったという話をいただきました。ただ、それは台風12号によるものが多いということだったんですが、それ以外、特に三田地区は、開発の早かったところというのが比較的、今、排水に悩まされています。当然、後からできたところの

ほうが盛土をしたりということで周りが高くなることによって、早目に開発したところに水が流れてしまうと。そういったところから要望が何本か出ているんじゃないかと思うんです。そういうところこそ、わずかという言い方はおかしいんですけども、少し迂回することによって救われるお宅が非常に多いと思うんです。

ということで、提出順だとかが問題ではなく、緊急性だとか費用対効果を私は重視すべきだと思うんですけども、その辺の優先順位の決定、また決定プロセスというものについても少し踏み込んだ答弁をいただければありがたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今回の水害におきましては、上里町全体が水害を受けておるわけでございまして、全く上里町内全域が水浸しの状況であったわけでございます。特にそういう中でも、三田・古新田地域の皆さんが非常に水害を受けておるということで、私も今回の要望書を見てつくづく痛感しておるわけでございます。早く開発された地域におきましても一つ二つそういうところがあるわけでございますけれども、優先順位は、やはり緊急性を要するところから開発をしていきたいというふうに思っておるところでございまして、今、それを計画的にやらせていただきたいというふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 特に台風12号のイメージが非常に皆さん強いと思うんですけども、古新田、三田、三軒地区については、もう夕立のたびに何回も何回も、しつこいんですけども、夕立が来るたびに大変な思いをしております。ただそれが、時間が短時間なので、20分なり30分ぐらいで引いてしまいますから、皆さんがお目にかかる場面が少ないと思うんですけども、そこに暮らしている住民は毎年、何回も何回もそういうことがあるので、ぜひともその辺を考慮していただき、何十年に一回の水害は別としましても、毎年訪れる水害については、特段配慮をいただければありがたいと思いますが、再度、町長のほうから答弁いただければ幸いです。お願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 御指摘をいただいております箇所はいろいろあるわけでございますけれども、古新田地域の水の本当に引けない低い地域もあるわけでございまして、そのところもまち整備課と今協議をしておりますので、速やかに改善策を図っていきたいということで考えておる

わけでございます。

また、そのほかの地域におきましても、側溝等も布設したらどうかというようなお話もいただいておりますので、まち整備課と一緒に改善に向かってできるだけ早くやらせていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

議長（伊藤 裕君） 5 番納谷克俊議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5 番（納谷克俊君） 続きまして、サービスエリア周辺地区事業のスマートインターの進捗についてお伺いいたします。

まだまだ受付の再開の見込みが立たないというようなとらえ方でよろしいのでしょうか。第3次補正予算の中で財政的な裏づけがある程度見えてきたけれども、現在、国交省関東地方整備局のやりとりの中では、いつ受付が再開してもいいように準備はして下さいねと、ただいつとは言えませんよというようなとらえ方でよろしいのでしょうか。そのように聞こえたんですけれども、実際それが3カ月先だとか半年先だとかという時間が区切れて、先が見えている状況ではまだないという認識でしょうか。確認です。お願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） 今回、国の第3次補正予算の通過によりまして、財源の問題では一定の目処がついたというようなお話も承っておりますわけですが、もちろん、いつ再開されてもすぐ申請ができるように準備を進めておるわけですが、大宮国道事務所等の情報によりますと、年内もしくは来年早々には何とかなるであろうと、そんなお話もあるわけですが、これははっきりしたことは言えないわけですが、この議会が終わりましたら民主党並びに国交省のほうへ、寄居町と上里町と深谷市と美里町と一緒に行ってまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

議長（伊藤 裕君） 5 番納谷克俊議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5 番（納谷克俊君） ぜひともこちらの要望活動のほうは積極的に行っていただき、このスマートインターが出来るか出来ないかというのが次の質問に続いてくるかと思っております。

スマートインターが出来ることを前提に、産業団地の開発等を行っているわけですが、こちらの産業団地につきましても、農地転用許可申請を出し、それで開発も今月中に提出できるかどうか。その流れの中で本当に起動に乗ってきたなと思っております。

その中で、企業誘致の見込みについてという質問をさせていただいたわけですが、昨日の同僚議員の質問に対して上里町企業誘致条例の件が出てきたので、改めてこの中

身を見直してみました。条例は当然ございまして、また条例の施行規則もございまして。そして、その下には上里町企業誘致推進本部設置要綱というのがございまして、ここには、「企業誘致を積極的に推進し、もって本町の産業振興と雇用機会の拡大を図るため、上里町企業誘致推進本部を設置する。」とあります。

それでお聞きするわけですけれども、この上里町企業誘致推進本部の開催状況ですね。企業誘致を積極的に行っていくということですから、当然こちらの推進本部も開催されていると思いますので、開催状況についてお伺いいたします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 企業誘致推進本部の設置につきましては、まだつくって開催をされておられないわけでございます。いずれにしましても、農地転用の許可、そして開発許可がおりた段階で積極的に進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

先ほど納谷議員もおっしゃっておられましたけれども、スマートインターのほうがどういうふうになるか、いつ許可申請ができるか、そういうことも目処が立たないうちに余り積極的に企業へ働きかけるといっても、自信を持って企業誘致が推進できないと、そういう面もあるわけでございますので、その目処がついた段階で本部を設置して積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） まだ推進本部のほうは設置されていないということで、一定の目処がついた暁には推進本部を設置していただき、町長を本部長に積極的な企業誘致推進活動を展開していただきたいと思っております。

開催されていないということですのでちょっとどうかと思うんですけれども、企業誘致方針の決定に関するということというのが所掌事務の中にあるんですが、ぜひこの企業誘致の方針というものが決まりましたらといいますか、この方針を出す段階においては、できましたら議会にも全協等で御報告、また意見を求めるような形をとっていただければありがたいと思っておりますけれども、町長にそのようなお考えはありますでしょうか。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 企業誘致のそういった推進本部が開催される段階になりましたら、皆さんにも御相談させていただきたいと思っております。

議長（伊藤 裕君） 5番納谷克俊議員。

〔 5 番 納谷克俊君発言 〕

5 番（納谷克俊君） 先ほど、スマートインター等の先が見えてこない中ではなかなか積極的に売り込みづらいというお話がございました。そんな中でもなんですけれども、これはもう先日の全協で出たと思うんですが、10月21日付の上毛新聞1面にハラダの高崎操車場跡地進出という記事が出まして、この中に具体的に上里町云々という話が出てきております。9面のほうですか、表向きといいますか、具体的にいつ開発できるという状況が示せない段階では、このような内々の話で進めていく、また企業との信頼関係の中で公に話ができないといのは当然のことだろうとは思いますが、今後はある程度筋道が立ってくるわけでありまして、全庁を挙げて企業誘致の推進に取り組んでいくということでございますので、企業誘致については、執行部側もさることながら、ぜひそういう活動を行うに当たっては議会側にも積極的に情報を開示していただき、そして町長、議長そろって企業誘致に向かって売り込むというのが、やはり町一体でやっているんだと、本当の意味での全町一体といいますか、町を挙げての活動につながってくるかなと思うんですね。

この記事の中で、やはり高崎市がハラダの流出を食い止めるに当たっては、商工会議所や青年会議所等々の経済団体を巻き込んでの活動があったと、そんなような内容が書かれておりますので、町、それから議会、地元商工団体等、町経済を支える関係者が一丸となって取り組んでいくような姿勢を見せるということが大事だと思いますので、今後、形が見えてきた時には、そのような形をとっていただきたいと思います。これは要望にさせていただいて、答弁のほうは結構でございます。

続いて、フッ化物洗口の件ですけれども、せっかくグラフをつくってきたんですけれども、読み上げるのに一生懸命になってしまって先ほど出さなかったんですね。何かといいますと、このグラフというのが、新潟県内の自治体がこちらの棒グラフです。これは12歳児の1人平均の虫歯の数でございます。早くから取り組んでいる弥彦村が12歳児1人当たりの虫歯の平均が0.18本、5人に1人以下の確率で1本の虫歯があるということ。全国平均は1.54、赤ですね。弥彦村はここです。明確に実績としてあらわれております。

では、弥彦村が特別に虫歯が少ないんじゃないかという話かと思われるかという、そうでもございません。このピンクが1970年、これは事業を始めたときです。だから、まだ効果は出ていません。こちらが全国平均ですけれども、全国平均を各学年で上回っておりました。ところが、それが96年には、4歳児からフッ化物洗口を始めた児童が6年生になった年ですね、4歳から6年生だから8年間行ったときには、70年当時は全国平均より上だったのがもう明らかに下回ったという、このフッ化物洗口については、非常に効果があるというのは先ほど教育長のほうもおっしゃってましたとおり、これは実証されているところです。

ところが、まだ一部確かに発がん性の疑いがあるんじゃないかとか、特に日弁連さんなどはこのフッ化物洗口に反対をしているようですが、WHOのほうでも健康には害はないという話を出していますし、ただ、反対派の方はそのWHOの見解の訳し方が意図的なんじゃないかとか、そこら辺の議論がほとんど推進、反対の綱引きのような形で、本当に子どもたちの健康のことを考えているのかなと、今回この案件を調べるに当たって非常に疑問になりました。

特にまた、学校の先生、養護教諭や担任の先生が非常に気を使う、精神的負担が大きくなるという件に関しても、子どもたちのことを本当に思うのであれば、1週間に1回、特に小・中学校に関しては1週間に1回のことですから、できれば私は子どもたちの健康ということを考えていただき、もう実証されているデータを基になるべく早い段階で、実施するのではなく、実施のためのプロセスを踏んでいただきたいと思うんです。

ここに佐賀県が出しているものを持っているんですけども、フッ化物洗口実施に至るまでのステップというのがございまして、行政のフッ化物洗口への理解と意思統一、まず上里町はこの段階だと思うんですね。行政がまず理解して、実際にやっていくんだという意思統一をしないと進みません。その後に関係者、保健関係、福祉・教育委員会等の関係者の合意、そして現場における理解、学校とか保育所、幼稚園ですかね。それで、実施するための詳細の中身の決定、どういった薬を使うんだとか、濃度はどうするんだとか、週に1回にするか2回にするか、そういったことを決めた上で、これをやっていくに当たって保護者の理解をいただかなければならない、これだけのステップを踏んでいく必要があると思うんです。

神川町がこれを1年でやったというのはちょっと早いのかなという気がしていますので、私はすぐ、もう来年にはこの事業を実施してほしいということではなく、まずは行政サイドでこのフッ化物洗口についての理解を深めていただきたい。それはぜひとも早急に取り組んでいただきたいと思うんですけども、これは行政サイドですから町長の答弁をいただきたいと思えます。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、納谷議員がおっしゃられましたように、確かに虫歯には非常に影響があって、虫歯が少ないということは実証されておるようでございます。

しかしながら、フッ素が体に悪影響を与えるというようなお話も出ておるわけでございまして、そういった中で日本弁護士会も反対をしているというようなお話等もあるようでございますから、これは慎重に検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 日弁連の反対の中身をよく見ていくと、フッ化物洗口のフッ素が体に害があるんじゃないかということではないようなんです。この中身を調べていきましたら、先ほど教育長がおっしゃったように、保護者によっては、うちの子にはさせたくないという話になってくると、周りのみんながしているのに一人、二人がしない、それによっていじめが起こるんじゃないか、そういった部分での人権的な配慮からの反対と、もう一つは、町が決定すること、教育委員会が決定することにより、教職員、養護教諭を含めて、それを強制することが人権的に問題があるんじゃないかという部分で日弁連のほうは反対しているということですので、そういったことは、やはり早目にまず行政サイドが理解をして、それを現場サイドも理解する、それで保護者に理解していただくというプロセスを踏んでいくのがいいのかなと思います。

その辺、子どもや教職員の人権問題に本当になるのかというのが私は余りわからないんですけれども、そういったことからの心配というのが本当に考えられるのでしょうか、教育長に答弁を求めます。

議長（伊藤 裕君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 私は、それを聞きながらいろいろ、また前から、前回は質問がもう出ていましたので、深谷市の常盤小学校がもう10年近くやっているということで、親しい校長さんだったので実際に行き行って聞いてまいりました。深谷市では、市を挙げてやっているというのではなくて学校に任せているということで、やっている学校もあるし、やっている学校は幾つかなんですけれども、あとの大多数はやっていないんですね。それで、やっている学校は、その学校の学校医さん、歯科医さんがすごく熱心で、費用は一切うちのほうで持ちますからやってくださいといって、ずっと無料でやってくれているんだそうです。それで、学校もそれではというので協力してやっているということでございました。

それから、私もインターネットを見ましたら、先ほど新潟県の弥彦小学校のことが出ていましたけれども、新潟県では、かなり強力にやっているところもあるけれども、それだけにまた逆に強力な反対もあって大変大きな問題になっていると。裁判ざたになっているというようなことを見ました。

それから、埼玉県の場合も今、障害児のことについてちょっとこれでやってみようということで実験的にやっているようですけれども、県教委全体として推し進めていきたいと思いますという姿勢はまだないんですね。

それなので、その辺を見ますと、もう少し様子を見たほうがいいかなというふうに私は考えております。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど弁護士会のお話が出ておりましたけれども、弁護士会のほうもまだその安全性が確認されていないというふうに言っておるわけでございますから、まんざらそういうことを言っているわけではないというふうに思っております。

議長（伊藤 裕君） 5番納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 繰り返しになりますけれども、早急に事業を実施していただきたいということではなく、事業実施に向けての準備を行政サイドで行っていただきたいというのが今回の私の一番大きな質問の趣旨であります。

また、埼玉県においても、平成23年10月18日、埼玉県条例第52号、埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例の第6条第2項第6号の中で、「幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進並びにこれらの者のう蝕罹患状況の地域間格差及び個人間格差の是正を図るために必要な施策」を行うということで、まだ一月半ぐらい前ですか、このような条例も県のほうでは制定しているようであります。

ということで、ここにはっきり「フッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進」ということですから、恐らくこれは県教委とは別に、県知事部局ではこういったことを考えているんじゃないのかなと思いますので、その辺もよく担当課のほうで調べていただきまして、まずは場内で事業実施に向けての勉強をしていただくと、そこを私は強調させていただきたいと思います。

特に虫歯に関してなんですけれども、医療費という面から見ると、中学1年生の虫歯を1本減少させると歯科医療費が年間4,256円減少できるというデータがあるようであります。埼玉県平均が1.30本ということになっていきますけれども、これを0.5本減らすとすると年間約2,100円ほどの医療費を減少することができると、理論上はそういうことになります。翻って12月の補正予算を見ますと、子ども医療費で3,600万円ほどの増額補正をされています。そのうちの一部は歯科が関係しているのかなと思いますので、そういった医療費の伸びの抑制、これは、受診するのを減らすのではなく、受診するような状態になることを減らすという部分では、今後は予防医療というのが非常に重要になってくるのかなと思いますので、本当にしつこいようなんですけれども、今後もこのフッ化物洗口に関しては検討していただき、特に近隣で神川町が行っているということでございますので、こちらの状況をよく見ていただき、難しいようならばそれはまた違ったものを考えればいいわけございまして、ぜひとも研究していただいて、この件に関しましては、後ほど、ころ合いを見計らいましてまた一般質問をさせていただきた

いと思いますので、よろしくお願いいいたします。

最後に、古新田四ッ谷線の関係ですけれども、表層工をまとめて施行したほうが経費が安いんじゃないのかというのは、これはまさしく20年6月に質問させていただいた内容でございます。

ところが、実際に昨年度、道路の築造工事が終わって、車道部分は基礎の舗装が終わりましたと。ところが、歩道部分は再生砕石が入ったままの状態で、地域の住民の方から大変おしかりをいただきました。子どもは、雨が降ったときは側溝のふたの上を歩いたり縁石の上を歩いたり、ここまでやって何で歩道だけ舗装ができないのかというお話をいただきまして、確かにおっしゃるとおりだなと思いました。

今回、また新たに道路築造工事を発注しているわけございまして、それが終わった段階で片側だけでも舗装を、表層工をかければ、それなりの平米数もありますし、施行量がある程度まともと思うんですね。それで、片側、特に道路の用地買収が済んでいる南側の歩道だけを舗装すれば、自転車や歩行者は非常に通行しやすくなるのかなと思いますので、その辺について最後にもう一点だけ、町長にそのような考えがおありなのか、ぜひやっていただきたいので、答弁のほうをお願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 歩道部分につきましては、交通安全の面から、工事の進捗状況や予算のやりくり等を検討しながらやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） 5番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

以上で本定例会に通告があった一般質問は全部終了いたしました。

散 会

議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時43分散会